

令和3年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 招 集 月 日   | 令和3年9月7日(火)                                      |
| 会 議 場 所   | 市役所 5階 議場                                        |
| 開 会 日 時   | 令和3年9月7日(火) 午前9時02分                              |
| 散 会 日 時   | 令和3年9月7日(火) 午後4時35分                              |
| 委 員 長     | 織田 京子                                            |
| 委員会出席議員   |                                                  |
| 委 員 長     | 織田 京子                                            |
| 副 委 員 長   | 金子 裕太                                            |
| 委 員       | 菅野 博子      加藤 久子      金澤 孝太郎<br>野本 恵司      潮田 幸子 |
| 欠 席 委 員   | な し                                              |
| 議 長       |                                                  |
| 委 員 外 議 員 |                                                  |
| 傍 聴 者     | な し                                              |

議 題

| 議案番号 | 議 題 名                                             | 審査結果 |
|------|---------------------------------------------------|------|
| 第75号 | 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例                   | 原案可決 |
| 第76号 | 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例                 | 原案可決 |
| 第77号 | 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について                           | 原案可決 |
| 第78号 | 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例                          | 原案可決 |
| 第79号 | 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  | 原案可決 |
| 第83号 | 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）第1条歳入歳出予算の補正のうち、本委員会に付託された部分 | 原案可決 |
| 第85号 | 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）                         | 原案可決 |
| 第88号 | 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された部分              | 認 定  |
| 第91号 | 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について                          | 認 定  |

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長 岩間 則夫  
こども応援課長 矢澤 潔  
こども応援課副参事 佐々木志万子  
こども未来部参事兼  
子育て支援課長 伊藤 和代  
こども未来部副部長兼  
保育課長 佐々木晴美  
保育課副参事 宮澤多喜也

(健康福祉部)

健康福祉部長 高木 啓一  
健康福祉部副部長 木村 勝美  
福祉課長 服部 和代  
障がい福祉課長 新島 政博  
健康福祉部参事兼  
健康づくり課長 清水 恵子  
健康福祉部参事兼  
介護保険課長 矢澤 欣子  
新型コロナウイルスワクチン  
接種推進チーム副参事 中山 尚子

吹上支所副支所長(課長級) 大島 和之  
川里支所副支所長(課長級) 吉田 勝彦

(教育部)

教育部長 齊藤 隆志  
教育部参与 大島 進  
教育部参事兼  
教育総務課長 鳥沢 保行  
教育総務課中学校給食  
センター所長(課長級) 竹井 豊  
教育部参事兼  
生涯学習課長 田島 盛明  
教育部参事兼  
中央公民館長 沼上 勝  
スポーツ課長 中越 好康  
教育部副部長兼学務課長 宮野 和幸  
学校支援課長 穂山 孝幸  
学校支援課教育支援  
センター所長(課長級) 久保田明子

書 記 小野田直人  
書 記 篠原 亮

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。菅野博子委員と加藤久子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第75号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第76号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第77号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について、議案第78号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第79号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第85号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第91号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定についての議案9件であります。

これを直ちに議題といたします。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、その都度毎に休憩を挟みますので、関係しない執行部は退席をお願いします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第75号の条例の一部改正、次にこども応援課に係る議案第76号及び議案第77号については関連があるため、一括して審査を行います。次に、議案第78号、議案第79号の条例の一部改正、次に議案第83号の一般会計補正予算、次に議案第88号の一般会計決算認定について審査を行います。最後に、健康福祉部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第85号及び議案第91号について、議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。

また、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算につい

ては、予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

では、暫時休憩します。

(休憩 午前9時07分)



(開議 午前9時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第75号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(障がい福祉課長) おはようございます。議案第75号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、各種医療保険の被保険者等の電子資格確認の仕組みが法制化されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容としましては、受給者が医療機関において医療を受けようとする場合における被保険者等であることの資格確認について、これまでの被保険者証などの提出によるもののほか、新たに医療保険各法の規定による電子資格確認を加えるものです。これによりこれまで病院などで受診する際に提出していた被保険者証などのほかに、マイナポータルサイトでオンライン資格確認の利用に同意した方については、マイナンバーカードの利用ができるようになります。

説明は以上となります。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) では、議案第75号につきまして、3点ほど質疑をさせていただきます。

これまでは直接証書の確認だったものが電子資格確認ができるようになるということですが、具体的にどのように確認を行うのか、まず伺います。

(障がい福祉課長) 電子資格確認はどのように行うのかという内容についてお答えします。

保険加入者は、マイナンバーカードを保険医療機関に提示します。保険医療機関は、保険加入者の利用者証明用電子証明書を支払基金、国保中央会(国保連)に照会します。支払基金、国保中央会(国保連)は、オンライン資格確認等システムから資格情報を取得することにより電子確認ができます。

以上です。

(野本) 今までの確認の仕方はどうだったのですか。

(障がい福祉課長) これまでは、電子資格で確認する前は、保険証を直接出していただいて、その場で医療機関の人が確認しておりました。

以上です。

(野本) 電子資格確認を導入すると、その手順は簡単になるのか、それとも煩雑になるのか、どうなのでしょう。

(障がい福祉課長) 電子資格確認を行うことによって、これまで保険証であるならば医療機関の方に見せていたというのが、マイナンバーカードをカードリーダーで読むことによって電子資格確認ができるということで、直接話をしなくても確認ができるという意味では簡単になったということだと思います。

以上です。

(野本) 次に、そうすると今カードリーダーという言葉が出てきましたけれども、医療機関が電子システムを導入しなければならないというふうに考えるのですが、その辺はどのようなことになるのでしょうか。

(障がい福祉課長) 現在導入している医療機関システム等の状況によるため、医療機関にシステムの導入が必要かはその医療機関の状況による

と思われます。

以上です。

（野本）それは、ハードの部分ということになりますよね。照会するにはウェブでつながるとか、そういうようなことが必要かと思うのですが、その辺の詳細を伺いたいと思います。

（障がい福祉課長）それは、両方あるかと思います。カードリーダーの部分であったり、あるいはこの関係するシステムについても導入する必要がある医療機関もあると思います。日本中の話なので、中にはこのシステムを新たに入れなくても使えるところはあるのかもしれませんが、基本的には新たにシステムを導入することが多いかと思われます。

以上です。

（野本）そうすると、医療機関が導入してもしなくてもよいという自由なもので、導入することもできるというような考え方でよろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長）すみません。すぐに日付が出てこないのですが、令和5年何月かまでに全ての医療機関にカードリーダーが入れるように厚生労働省は進めていきたいという考えがあったというふうに書いてありました。

以上です。

（野本）それ分かりました。要するに令和5年までにできるための最初のきっかけづくりといたしますか、そういうようなスタートの部分ということですね。いずれにしても、医療機関がそれができるように、今システムでできるかもしれないけれども、導入をしていく必要があるということではよろしいわけでしょうか。

（障がい福祉課長）そのとおりになります。

以上です。

（野本）最後に、被保険者のほうはマイナンバーカードを持つことが条件ということになるのでしょうか。

（障がい福祉課長）この制度は、マイナンバーカードを持つことによって保険証の代わりができるということなので、マイナンバーカードを持

たないと始まらないので、まず持っていただくというのが正しいと思います。

以上です。

（潮田）今野本委員からの質疑で概要が見えてきていますけれども、このマイナンバーカードで保険証と同じ機能を持つオンライン資格確認、これは本会議のときには現在2か所という答弁がございました。この2か所というのは、そこの病院名を言う、できますでしょうか。

（障がい福祉課長）病院名は、鴻巣市内の2施設、小室クリニック、サンビレッジクリニック鴻巣です。これは、厚生労働省のホームページに載っておりました。

以上です。

（潮田）このカードリーダーにつきましては、またシステムにつきましては、厚生労働省のほうで無償で提供ということになっておりました。病院と、あと大手薬局というふうになっていたのですけれども、今後この市内の皆さんがご利用になるのには、やはり医療機関がこのカードリーダーがなかったら何の役にも立たないと思うのですけれども、それを推奨していくというのは、これは別にたまたま条例上必要となってくるのが障がい福祉のほうであって、それ以外のひとり親家庭とか子ども医療費、全部がこれ同じように使えるようになるというふうに思うのですけれども、これを市として進めていくのはどこの部署がやっていくものなのでしょうか。すみません、課に聞いてもあれなのかな。すみません、部長とかにお聞きする形になるのでしょうか。

（健康福祉部長）3医療ということで、障がいの部門と、あと子育ての部門でありますので、市として周知をする場合にはそれぞれやっていくということになろうと思いますが、これあくまでも国の政策でございますので、各保険者等々まとまった周知をされるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

（潮田）確かに国の制度ですし、ちゃんとそういう情報をキャッチしたところはやると思うのですけれども、今私も、小室クリニックさんとサ



ンビレッジさん、もっと私大きい病院がやっていらっしゃるのかなというふうに思っていたのですけれども、比較的普通のというか、医療機関かなというふうに思うのですが、これはやはりでも市として働きかけをしていくことが市民にとってメリットになるのかな。必ずしもやりなさいではなくても、これが今であれば、今後どうなるか分からないですけれども、1医療機関について3台まで無償というふうに聞いております。薬局でも1台無償というふうに聞いておりますので、なるべくこれ早くやっていただくようにぜひ市としても、どこが担当するかというのはまた別として、やっていく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

（健康福祉部長）医療機関、薬局というところでもありますので、通常医療部門と連携が取れるところでいいますと保健センターという形になりますけれども、その中で医師会の役員会等でも出席する機会がございますので、その中で周知をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

（潮田）すみません。元に戻って、最初のほうの確認になりますけれども、資格喪失というのはどの場合、これが資格喪失が議運の資料のほうで出ていたかな。資格喪失は、どのような場合に喪失となるものなのかお願いいたします。

（障がい福祉課長）この資格喪失というのは、保険の資格喪失ということでしょうか。

（潮田）議運の資料のほうに……

（重心の声あり）

（障がい福祉課長）すみませんでした。重心の資格喪失ということですね。

（潮田）はい。

（障がい福祉課長）もともと重心はこのマイナンバーカードにひもづけされておられませんので、このマイナンバーカードによって資格を登録や喪失というものではないです。今後窓口に行っても、これまで保険証と重心の受給者証を出していたのと同じような感じで、マイナンバーカー

ドと重心の受給者証を出していただく、そういう形になります。それなので、ひもづけはされておられません。

以上です。

（潮田）再確認いたします。今回のこの条例改正というのは、今までと市民の方が大きく変わる部分というのは、今までであれば保険証だった、それが登録をちゃんとしたマイナンバーカードに変わるということであって、受給者証とかはマイナンバーカードには読み込まれているものではないので、その部分では何ら変わりがないということによろしいでしょうか。

（障がい福祉課長）そのとおりでございます。

（菅野）マイナンバーカードの普及、デジタル法の一つだと思うのです。それで、9月1日にデジタル庁を発足させると言っているわけですがけれども、このマイナンバーカードがいわゆる何にでも使われていくと個人情報保護に多大な懸念があるということ、行政手続のこういうオンライン化に今デジタル法の改正に向けて言われているわけですがけれども、この点はどうなのでしょう。マイナンバー持っている人は100%いませんよね。まだ50%いませんよね、鴻巣の場合。それをとにかく持たせるというのはどういう、この事業だけではなくて、他にもどのような、いわゆるデジタル関係の成果として住民にどういう情報が与えられるのか。要するにこの法改正で効率的な運用となる内容と電子資格確認の仕組みが法制化されることによる影響というのはどういうことがあるのかお聞きします。

（障がい福祉課長）今の質問なのですけれども、各種医療保険の被保険者証等の電子資格確認の仕組みが法制化される、このことによろしいでしょうか。

（菅野）はい。

（障がい福祉課長）これは、これまで保険証を使って医療機関にかかっていたのがマイナンバーカードを利用することができると、そういったことになります。

以上です。

(菅野) それは分かっていますけれども、マイナンバーカードを利用している人が、では利用しなさいと言ったら、はい、はいって100%利用しているわけではないですね。これは、マイナンバーカードを100%利用させるための施策でもあるわけです。マイナンバーカードをなぜ有しないかという、個人情報保護に懸念があるからというので発足してから取らない人が多いわけですね。例えば日本のデジタル法では、マイナンバーカードに個人の預貯金をひもづけると、そんな計画も今政府が言っているのです。だから、市民はマイナンバーカードを取ったら預貯金までひもづけられるのではないか、それは取らないわになってしまうと思うのです。個人情報への大きな懸念というの、これを考えられないで、便利になるからやりなさい、やりなさいで済むものなのですか。その点をお聞きします。

(障がい福祉課長) 今委員の質問なのですけれども、セキュリティーのことを心配されているということによろしいでしょうか。

(菅野) はい。

(障がい福祉課長) マイナンバーカードなのですけれども、これまで始まってから数年たっておりますけれども、大きな問題が起きていないこともありまして、セキュリティーについては国で十分しているものと思っております。

以上です。

(委員長) 菅野博子委員に申し上げます。マスクをしていますので、マイクをもう少し自分の口元に近づけてお話してください。

(菅野) 起きてからでは遅いわけです。起きないのが当たり前です。ですから、100%の国民がマイナンバーを得てやっているわけではないのです。おかしいなという懸念のある人はマイナンバーを取っていないから5割いかないわけです。そういうことがデジタル法の中で今言われているわけですね。では、EUなどではそういうことがあったから消去を求める権利って、今までの電子的にやっていたことを全部消去しなさいよと、そういう権利で守られているわけなのですけれども、でも日本ではそんなことは国会でも論議もされていないのです。今報道されているとこ

ろによると、国会で野党でもそのように指摘しているわけですがけれども、政府は利便性を先行させるべきだとして応じていなかったと、そういうふうに報道されているわけです。デジタル庁は市民生活を危険にさらす新たな政治機構になる可能性をはらんでいるのではないかと、G I G A スクール構想も含めてですけれども、電子化することで情報が漏れないかと、こういう懸念に対して資格を得た人は得になるのですよと、そういうことで事を進めていいのでしょうか。そこら辺どのように市民に説明するのでしょうか。

（潮田）今菅野委員の質問は、今回の条例というよりは、マイナンバーの可否についてになりますので、それはこの委員会での質疑で答弁を求めるものではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

（委員長）菅野委員に申し上げます。マイナンバーカードと、それからカードリーダーについての、それに関連したような形で質問をお願いしますか。今回は、マイナンバーカードの是非をここで問うというわけではなくて、マイナンバーカードを登録することによってカードリーダーで簡単に使えるようになりますよという改正ですので、それに伴ったような形で質問していただけますでしょうか。

（菅野）ですから、マイナンバーとそれがリンクするものであるから、懸念があるのではないですかと。では、自分はそうしたけれども、失敗したというと、今までマイナンバーカードとリンクしたものをやっぱりやめますわと、別々にしますと、そういうふうにもし何かがあったときは対応するということなのではないでしょうか、市民に。これを聞いているのです。リンクすると言っているから聞いているのです。

（健康福祉部長）マイナンバーカードのお話になってしまいますと、その辺はちょっと私のほうではここで答弁できないのですが、あくまでも今回の改正につきましては重心の医療を受ける場合にマイナンバーカードが保険証の代わりになりますという改正になります。もしその保険証をマイナンバーカードということをご希望されなければ、通常の保険証を出して使えるということもございますので、あくまでも選択をしていただいて、それぞれの市民の方に利用していただくというものでござい

ます。

セキュリティーに関しましては、先ほど課長が申しあげましたとおり、始まって以来セキュリティー上の大きな問題出ておりませんので、私もそのシステムに乗せていただいているという考えでございます。以上です。

（菅野）あくまでそういうものですよという説明ですけれども、いわゆる各地でこういうことが、情報漏れをしているというのがどこの国でも今いっぱいあるから、それをイギリスにしてもドイツにしても変えているわけですよ。ですから、選ぶも選ばないも自由だと言いますけれども、でも最終的に例えば何割になれば全部それに変えるという、そういうふうな決まりになることは考えられませんか。例えば8割かすれば、あとはこの制度のとおりするよと、そういうことにはならないのか。

（健康福祉部長）マイナンバーカードは今40%ぐらいですか、鴻巣市で。これが保険証で利便性が高まりますので、拡大していくという要素は多分あると思うのですが、やっぱりマイナンバーカードは否定的な方もいらっしゃると思いますので、100%にはならないのだろうかというふうに思っています。ただ、ちょっとそこについては今後さらに利便性を高めた政策を国のほうでもしっかりやって国民のために考えてもらっていると思いますので、そこは最終的には100%近くなるのかなというふうには考えております。

以上です。

（金子）すみません。システムのところで1個だけ教えてください。先ほどの件で病院それぞれシステムをこれから多分導入しなくてはいけないというお話があったかと思うのですが、カードリーダーが読み取るために必要だというのは分かるのです。それが国から交付金なりなんなりが出てくると。システムというのは、多分基本的にクラウド型なのかと思っていて、カードリーダーさえパソコンに挿せて、それをインターネットで見れば、昔ながらのシステムというのをお医者さんが買う必要はないのではないかなと思うのですが、その辺がどういう設計になっているのか、もし分かれば教えていただきたいです。

(障がい福祉課長) 実はそこの詳しい内容については分かりませんでした。私もいろいろインターネットで情報は調べてみたのですが、補助金に関しては確かにカードリーダーのほかにそういうソフトであったりだとか、そのためにかかったお金とか、そういったものも補助金の対象にもなりますというのはあったのですが、詳しく電子のやり取りについてのところがちょっと読み取れなかったところです。以上となります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) では、以上で質疑を終結いたします。これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 日本のデジタル法では、マイナンバーに個人の預貯金をひもづける、そんな計画もあるわけで、今個人情報保護への大きな懸念がある中で、今回カードリーダーを導入しての行政手続による特定の個人を識別するための番号の整理等に所要の改正をするというものです。絶対情報が漏れることはない、という懸念は示されませんので、これには反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。これより採決いたします。採決は挙手でお願いします。議案第75号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 3 4 分)



(開議 午前 9 時 3 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第76号及び議案第77号の2件について、執行部の説明を求めます。

(こども応援課長) それでは、議案につきましてご説明申し上げます。議案第76号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。これは、鴻巣市立笠原小学校の閉校に伴い、鴻巣市立笠原放課後児童クラブを閉室するための改正を行うものです。

続きまして、議案第77号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてご説明いたします。これは、笠原放課後児童クラブの閉室に伴い、指定管理者、特定非営利活動法人三楽による指定管理期間の終了日を令和6年3月31日から令和4年3月31日に変更し、令和3年度末日をもって指定管理者による管理を終了するものです。

説明は以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) では、議案第76号と77号について幾つか質問をいたします。まず、現在の笠原放課後児童クラブの児童数について伺います。

(こども応援課長) お答えします。

令和3年9月1日現在、笠原放課後児童クラブに入室している児童数は9名となっております。

以上です。

(野本) これが来年度以降なくなるという場合、中央小に統合されるので、中央の放課後児童クラブに統合になると考えられますが、そういう方向でよろしいのでしょうか。

(こども応援課長) お答えします。

笠原放課後児童クラブが閉室になった場合は、笠原放課後児童クラブを

利用していた児童が令和4年度に鴻巣中央小学校に通学することになった場合は、中央放課後児童クラブをご利用いただくこととなりますが、令和4年度から鴻巣中央小学校以外の小学校に通学される場合は、お通いの小学校区の放課後児童クラブをご利用いただくこととなりますので、取扱いとしては統合ではなく、笠原放課後児童クラブの閉室という扱いになるかと考えております。

以上です。

(野本) 今の答弁で笠原小学校以外に通う場合ということがありました。それがどういう意味なのでしょう。

(こども応援課長) 放課後児童クラブにつきましては、対象学区の児童を受け入れることになっておりまして、児童のほうから選択することはできないということになっております。

以上です。

(野本) つまり中央小学校に令和4年度以降行けば、中央放課後児童クラブに所属するということよろしいわけですね。

(こども応援課長) そのとおりです。

以上です。

(野本) では、その中央放課後児童クラブは、現在の児童数どのくらいで、来年度の予想はどのくらいになると考えられるのでしょうか。

(こども応援課長) 現在の中央放課後児童クラブなのですけれども、令和3年の4月1日現在なのですけれども、中央放課後児童クラブは95名、4月1日時点で入室しております。そちらのほうは笠原放課後児童クラブ及び中央放課後児童クラブの令和4年度については一応104名を見込んでおります。

以上です。

(野本) 中央放課後児童クラブは、何人まで受け入れられるところだったのでしょうか。

(こども応援課長) 中央児童クラブにつきましては、本室と分室がございまして、入室可能な人数は面積要件で1人当たり1.65という基準がございまして、それに基づきますと一応150名程度定員的には入れる。ただ



し、現在の支援体制では120名が入室可能となっている状況です。  
以上です。

(野本) では、その部分は終わりました、議案第77号の質問をいたします。笠原小学校、中央小学校では、統合に向けての準備がされている、子どもたちに対するケアもされているというふうに聞いておりますが、児童クラブのほうでの対応というのは何かやっているのでしょうか。

(こども応援課長) 議決後となりますけれども、受入先となる中央放課後児童クラブには、令和4年度の受入れについて児童や保護者の不安を軽減するため、希望者を対象に個別に面談を行い、不安に寄り添い、相談を受ける体制を整えるよう進めております。また、学校との連携として情報交換や情報共有を引き続き実施することで児童を見守る視点を共有し、保護者が安心して中央放課後児童クラブを利用できるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

(野本) 相談体制を整えているということですね。それは大変よいことだと思いますが、例えばどんなことが子どもたちや保護者が困るかもしれないという想定があるのでしょうか。相談を受け入れるに對しての準備という意味では。

(こども応援課長) 今まで笠原放課後児童クラブにいたわけなので、まづもって学校も変わるということで、環境面からして変わってきて、また児童数も中央小学校のほうは笠原よりも全く多い状態ですから、そういった環境の変化、特に子どもたちの環境の変化に伴う心境とか、その辺についてやっぱり保護者も含めて相談体制を整えていくことが大事なということ考えております。

以上です。

(野本) その相談体制を整えるということはこの議決後ということですが、どのように伝えることになるのですか。

(こども応援課長) 中央放課後児童クラブの指定管理者でございますシダックスさんのほうに市と一緒にまず内容を確認して、その部分について基本的には中央放課後児童クラブのほうからやっぱりその相談体制と

か整えて個別に相談していく形になると思うのですけれども、もちろん鴻巣市のほうの、市のほうとしても上がってきた相談体制に対してバックアップできるように整えていきたいなというふうに考えております。以上です。

（野本）そうすると、相談体制というのは、笠原放課後児童クラブに対して、そちらのほうですというイメージなのか。ちょっと中央のクラブのほうとの兼ね合いというのが今よく分からなかったのですけれども、もう一度そこ整理をさせていただければと思います。

（こども応援課副参事）実際は中央放課後児童クラブに今現在笠原地域のお子様を既に受け入れている状況でありまして、中央放課後児童クラブの先生とこども応援課のほうでは、その状況を今情報交換をしているところです。その中で、やはり保護者様のほうから今課長のほうから説明させていただきました環境の変化、クラブの過ごし方、お友達との過ごし方等、不安な点が入室前に少し相談があったというところですので、そういった機会を利用しまして、やはり今までどおり支援員の先生と保護者との交流を図りながら不安を解消できればと考えております。以上です。

（金澤）まず、この9月議会で、9月の3日かな、議会で議案質疑がありました。そこでも各議員の中から質問がありました。かなり深く質問した項目もあると思いますが、重複するところがあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

今回議案第76号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例についてちょっと質問させてもらいますが、放課後児童クラブというのは児童福祉法に定められた事業ということで、近年共働きや女性の就労傾向が強くなって、保育園の待機児童問題や児童クラブの利用児童が増加しているという状況の中で、こういう児童クラブ設置等が行われているわけですが、将来的に少子化という問題になってくると児童数が減少していくのではないかというふうに推測するわけです。議会運営委員会の提出資料の中でも、ここの1ページに中央放課後児童クラブ、笠原放課後児童クラブ、中央放課後児童クラブの令和4年、5年、

6年と見ると利用者の見込みが減ってきているという状況は確かにあるというふうに思うわけですが、今野本委員のほうからも質問がありましたけれども、重複ちょっとするかもしれないですが、笠原小学校が統合によって笠原放課後児童クラブが閉室になるという状況の中で、放課後児童クラブを利用する児童というのは、どこの児童クラブを利用するのかと。これは、小学校との地割りというのがある程度決められているのですか。そういうところをちょっとまず確認したいのですが。

(こども応援課長) お答えします。

先ほどもちょっと申し上げたように、放課後児童クラブにつきましては対象学区の児童を受け入れることになっておりますので、児童のほうから選択することができない状況となっております。

以上です。

(金澤) そうすると、小学校との地域の地割りというのは強制ではないということでもいいのですね。

(こども応援課長) そうですね。ただ、放課後児童クラブにつきましては、基本的には徒歩でクラブまで行く形になりますので、近くではないとちょっと行けないのかなということ考えております。

以上です。

(金澤) そうすると、児童クラブで児童のほうからあそこの児童クラブ行きたいと、お友達がいるからあっち行きたいのだというような選択というのは可能なのですか。

(こども応援課長) やっぱりちょっと対象学区というのがございまして、児童のほうから現在は選択することができない状況となっております。以上です。

(金澤) それと、今までの質問の中で笠原小学校の児童は中央小学校の放課後児童クラブのほうに移るということなのですが、管理運営費云々というのはどういうような形になるのかちょっと教えてもらいたいのですけれども、1人当たり幾らとかいろいろあるでしょう。

(こども応援課長) お答えします。

放課後児童クラブは、児童数40人を1支援として、1支援に対し支援員

を2人以上配置することになっておりまして、指定管理料につきましては指定管理者選定時の提案額を基に積算しているため、入室児童が増えたとしても提案時の積算要件である支援単位数が変更にならない場合には指定管理料は変更とならない状況になっています。入室児童の増加により支援単位数が増えた場合には、人件費等の増加が経費を加算して指定管理料を決定しております。

以上です。

(金澤) それと、鴻巣市の児童クラブの全体的なことではちょっとお聞きしたいのですが、運営状況で自治体が設備等を運営している場合、また自治体が設備だけやって民間が運営している場合、それと民間が全部設備運営を任せているという、その3つの方法があると思うのですが、本市の場合は公設運営が大半占めていて、民間の児童クラブというのは何か3つぐらいしかないと思うのですが、今後の運営について本市のほうは先ほど申し上げましたように将来的な少子化の減少の中で民間施設を増やしていくのか、また自治体の設備に民間の運営を委託する方向にするのか、逆に言えば全部今までどおり設備運営も自治体が行っていくのか、その辺の方向というのはどういうふうにお考えになっているのですか。

(こども応援課長) 今後の方向性についてなのですが、現状待機児童も出ていない状況でもございますので、市のほうの直営と指定管理と民設民営を含めて、現段階では現状で進めていくという考えでございます。

以上です。

(金澤) 次に、議案第77号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてということで、これにちょっと質問させてもらうのですが、この笠原放課後児童クラブの指定管理者は特定非営利法人の三楽だと。その指定期間の変更について、指定期間が短縮になるわけだよね、今度は。その中で、指定管理者との契約期間とか違約金とか、そういう当初の契約条項というのがあると思うのだけれども、その辺の問題はどういうふうクリアできているのですか。

(こども応援課長) お答えします。

指定管理者と締結しております基本協定書において、不可抗力の発生に起因した指定管理者に損害、損失、または増加費用が発生した場合は、当該費用について合理性の認められる範囲で市が負担するものと定められておりますが、指定管理者とその損害について事前に協議を行った結果、追加費用等はないということで確認をしております。

以上です。

(金澤) 三楽さんにとっては、契約期間まで一定の収益が上がると。それだけの保育士というか、職員を雇うという契約はしているわけだな。

(こども応援課長) はい。

(金澤) それを市のほうが一方的に放課後児童クラブをやめますよと、だからお願いしますよという形で、行政として道義的にその辺はクリアできているのですか。

(こども応援課長) 事前協議ということで双方で意見を出し合って決めたというか、協議した内容になっておりますので、文書としても頂いておりますので、問題ないかなということで考えております。

以上です。

(金澤) それと、今回は笠原の児童の方が中央児童クラブに行って、指定管理者、シダックスだということなのですが、人数が増えるわけなので、シダックス側だってそれなりの対応をしなくてはならないということなのですが、その辺の了解云々というのは取れているのですか。

(こども応援課長) シダックスさんにおきまして、事前に協議をしておりますので、その受入れとか、そういったもの等につきましては事前協議済みとなっております。

以上です。

(潮田) 現在の笠原放課後児童クラブの支援員の人数をまず確認したいと思います。

(こども応援課長) 現在の笠原放課後児童クラブに従事する支援員の人数は2人となっております。

以上です。

(潮田) 先ほどの前任者の質問で面積はオーケーということでありました。今度中央のほうに移った場合でも面積定員はオーケーということでありましたけれども、この支援員の人数、これも子どもたちの人数で支援員が何人というふうに決まるものですが、このお二人がそのまま中央のほうに行ける、人数定員との関係でそういうふうに行けるのかどうか、いかがでしょうか。

(こども応援課長) お答えします。

笠原放課後児童クラブの支援員2人につきましても、中央放課後児童クラブの指定管理者であるシダックスと事前協議をさせていただいております。その中で笠原放課後児童クラブの支援員が中央放課後児童クラブのほうを希望される場合には、その希望を優先していただきたいということで事前協議のほうをさせていただいております。

以上です。

(潮田) そうすると、2名分の枠、希望する、希望しないは別として、2名分を受け入れるだけの児童の人数と支援員の人数というのは整合性が取れているということでしょうか。

(こども応援課長) 2名分なのですが、支援体制が40人体制ということで、現状本室2支援と分室1支援ということになっておりますので、支援体制的には変わらない状況になっております。

以上です。

(潮田) すみません。そうすると、笠原の子どもたちの9人が中央のほうに行ったとしても、今の中央のほうの支援員の人数で賄える人数定員という意味なのではないでしょうか。

(こども応援課長) 現状では120名ということで、本室2支援と分室1支援で120名の入室可能となっておりますので、笠原放課後児童クラブの児童が入ったとしても受入れは可能となっております。

以上です。

(潮田) すみません。子どもの受入れはオーケーなのですが、支援員のほうなのです。要は子どもたちにとっては、先ほども前任の方の質疑の中で不安があるとかというのがありました。知っている顔の先生

が誰もいないとなると心配になりますし、不安になります。でも、今既に中央のほうの放課後児童クラブの支援員の人数で足りてしまっていて、9人入ったとしても足りてしまっているとなると、そこに新しく、新しくというか、笠原からの先生が入る枠がないと入れないのかなというふうに思うのですが、その意味なのですけれども、いかがでしょうか。

（こども応援課副参事）放課後児童クラブにつきましては、来年度の申請がこれからということで、いつもの流れですと入室人数が固まって支援体制が決まってから配置職員を決める形になります。笠原の職員がもし2名とも中央に勤務を希望した場合、現状児童クラブというのが皆さん常勤ではなくて、週3日勤務の方だったり、2日勤務の方だったり、そういった方が多数いらっしゃる中で、こちらが規定する配置人数を配置するという形を取っております。

また、シダックスに関しましては、中央と神明と2つクラブを持っているので、先生たちが有給取ったりとか、そういう中でお互いにヘルプに行ったりするということの中で、融通の枠が確保できると考えています。シダックスさんのほうにも事前にそういったことが可能なかどうかということでこども応援課も確認をさせていただいたところ、今現在の採用の関係ですとそこが可能ですという確認を取っておりますので、その支援体制が決まって配置を決める段階で、今年どういう働き方をしたいとかということの中で先生に希望を聞きながら、配置を決める、シフトを決めるという形になるかと思えます。

以上です。

（潮田）今のは了解いたしました。

この指定管理期間が終了した場合、原状回復の義務が当然ありますけれども、この笠原放課後児童クラブで使用していた物品でまだ使えるけれども、取りあえず不要となるものについては、その取扱いはどのようになるのでしょうか。

（こども応援課長）現在の施設の状況については、市の直営だったときとほぼ変更がないことを確認しておりますので、物品については閉室後

の利用方法について協議する際に一緒に検討、決定していきたいと思います。

以上です。

（潮田）ということは、今現在ではまだそれを決めてはいないという、これから検討ということになるのでしょうか。

（こども応援課長）これから検討になります。

以上です。

（潮田）これがたまたま違うところの指定管理だったりすればそこから移行とかというのものもあるかと思うのですがけれども、三楽さんとシダックスさんって別々ではありますので、かといってもそれほど財産的な価値のあるものというものを購入はそれぞれはしていないかと思うのですがけれども、市が大本投資したものであったりとかすると思いますので、無駄にならないように使っていただけるようにと思います。

すみません。議案第77号のほうになりますけれども、この指定期間が令和4年3月31日までとなっておりますけれども、春休みになる時期でありますので、実質的に笠原放課後児童クラブが利用できるのは何日までということになるのでしょうか。

（こども応援課長）放課後児童クラブの利用許可につきましては、4月1日から翌年の3月31日までとなりますので、今年度につきましては3月31日まで笠原放課後児童クラブをご利用することができます。

（潮田）そうすると、春休みの間も笠原放課後児童クラブの子どもたちは、笠原に通うことができるということでしょうか。

（こども応援課長）3月31日までは笠原放課後児童クラブに通うことができます。4月1日からは中央放課後児童クラブをご利用いただくことになります。

以上です。

（潮田）すみません。今の答弁だと、春休みは子どもたち集まってではなかったのでしたっけ。笠原ではなくて、幾つかのところで集合した形での春休みの利用なのかなと思ったのですがけれども、ちょっとすみません、そこはどうなのでしょう。



(こども応援課長) 通常の長期限定放課後児童クラブにつきましては、改めて募集をする形になりますので、通常の夏休み、春休みとか今いる放課後児童クラブの児童についてはそのままの受入れになっております。

以上です。

(潮田) すみません。今のそのままという意味がちょっとよく分からないのですけれども、実際要はずっとここで楽しい時間を過ごしてきた子どもたちにとっていつまでか、条例上使えるかもしれないけれども、実際に子どもたちが最後いつまで使うのかなというところの確認の意味なのですけれども。

(こども応援課副参事) 先ほどお話のありました夏休みとか春休みとかの児童クラブ、市内で今回夏休み3か所設営したのですが、それにつきましては通年の入室要件を満たさないお子様をお預かりするクラブとなっておりますので、通常学校の放課後に笠原放課後児童クラブを使っているお子さんにつきましては、長期休業中も学校がある日も変わらずに笠原を使っています。その方につきましては、今年度は3月31日まで入室許可が出ておりますので、春休みの途中になるのですが、3月31日までお使いいただきまして、4月1日、新学年になりましたら、新たに通う小学校、中央小学校でしたら中央の放課後児童クラブをご利用いただくという形になります。

以上です。

(委員長) おおむね1時間たちましたので、ここで暫時休憩したいと思います。

(休憩 午前10時05分)



(開議 午前10時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

こども応援課長より発言を求められていますので、これを許可します。

(こども応援課長) 金澤委員さんの質疑で、先ほど対象学区の放課後児童クラブの児童のほうから選択できるのかという問いに対しまして、児





放課後児童クラブの子どもたちをどのように扱っていったらいいかという  
ことを建設的に前向きに議論しているのがこの議案であります。です  
から、そこを踏まえて質問をお願いします。ありませんか。

(菅野) \_\_\_\_\_

(委員長) 終わりですか。ほかに質問ありませんか。

(なし)

(委員長) では、以上で質問を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(菅野) 笠原小が廃校になったということからこの議案は始まっている  
わけです。しかし、廃校の理由そのものが、要するに三千数百名の廃校  
しないでくださいと、そして今年、令和3年には14人、令和4年には13人、  
令和5年には8人と学校が継続できる人数が入学するのですよというこ  
とを述べて、三千数百名の方が、確かに5人、3人になって閉校するの  
はしょうがないけれども、取りあえず13、14、8人、10人、9人という、  
この5年間ぐらい延長できないかと、こういう中で廃校になったことに  
伴う、それに合わせたこの制度なわけです。住民の願いが通らない政治  
という、笠原小だけ教育委員会が車を出して子どもを迎えに行くなんて  
ことは本来あり得ないことが、要するに経費節減なのかもしれないけ  
れども、学校を廃校に、事業が行われてこういうことに至ったというこ  
とには納得いきません。三千数百名を超える署名も数の力で踏みにじら  
れました。教育というのは、やはりどうしてもこの部分は出せないとい  
う以外なら、ほかの学校と比べて認められる部分はきっちり本来存続を  
させるべきであると思います。

以上、反対します。

(菅野) ほかに賛成討論ありませんか。

(なし)

(菅野) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

(委員長、その前に確認の声あり)

(野本) ちょっと議事進行の確認なのですが、菅野委員の質問の時間に発言した部分は結局質問にならなかったもので、取消しでよろしいのでしょうか。そこだけちょっと確認を。取消しなら取り消していただかないと何かよく分からないものになってしまうので、お願いしたいと思います。

(委員長) ありがとうございます。では、菅野博子委員が質問の中で話したことの文言を取り消すことに……

(取消しをの声あり)

(委員長) そうですね。菅野博子委員から取消しの発言をお願いいたします。

(菅野) さきに発言した76、77号の議案討論については……

(委員長) 質問ですね、質問。質疑の中身です。

(菅野) 質疑については削除を認めます。今回討論で言ったことは議事録に載せてください。

(質疑を取り消しますって言ってくださいの声あり)

(菅野) 質疑を取り消します。全部ではないぞ。今回言った。反対討論はちゃんとやって。

(委員長) では、取消しを行います。  
お諮りいたします。取消しについてご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) では、なしと認めます。  
字句その他につきましては、委員長に一任お願いいたします。  
では、採決を行います。採決は挙手で行います。  
初めに、議案第76号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。  
よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（鴻巣市立笠原放課後児童クラブ）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（こども未来部副部長兼保育課長）議案第78号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、鴻巣市立富士見保育所について、閉所に向けて平成28年4月2日以降に生まれた児童の新規募集を停止しており、令和3年度をもって全ての児童が卒園することから、鴻巣市立富士見保育所を閉所するものです。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（金澤）それでは、議案第78号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、何点か質問をさせていただきます。

埼玉県の場合、人口増加地域がありまして、公設の保育所が不足しているというふうに言われておるわけですが、今回の議会運営委員会の請求資料の中で令和3年度に初めて待機児童が出たと。これ見ると3名かな、出ておりますけれども、令和4年4月から富士見保育所は閉所になると。これまでの富士見保育所というのは、アッパーで60名の保育枠があったわけですが、この保育枠というのはほかの保育所でカバーできる見込みがあるのかどうか、まずそこから聞きしたい。

（こども未来部副部長兼保育課長）富士見保育所につきましては、現在入所児童は年長児の14名となっております。既に平成31年度入所分から平成28年4月2日以降のお子さんにつきましては、新規募集を停止して

おりました。このことから、平成28年4月2日以降の児童につきましては、既にほかの保育所のほうで受入れを行っているような状況となっております。このようなことから、富士見保育所が今回閉所になっても特に影響はないものと考えております。

以上です。

（金澤）ただいまのお話ですと、そうすると60名の枠は減ったわけだけども、公設の保育所というのは、では全体で示しても60名減るような形になるの、それともどこかが増えるような形で考えているのかな。

（こども未来部副部長兼保育課長）公立保育所の定員につきましては、今年度末をもちまして富士見保育所の60名の定員が減りますので、全体の公立保育所の定員としては減る形になります。

以上です。

（金澤）それと、富士見保育所が閉所になると、保育士さんとか職員さんがいらっしゃいますよね。そういう人たちの採用の継続というのかな、その辺はどういうふうにお考えになっているのですか。

（こども未来部副部長兼保育課長）保育所の職員につきましては、市の職員となっておりますので、現在いる職員につきましては人事異動によりまして、別の7か所の保育所のほうに異動という形になろうかと思えます。

以上です。

（金澤）あと、78号は保育所設置と管理条例の一部を変更なので、この辺を含めてちょっとお聞きしたいのですが、今後の本市でも少子化が当然出てくると。公設民営保育所の新設等、これは見込みが今後あるのかどうか、まずそこから確認したいのですけれども、何かそういう情報は得ていますか。

（こども未来部副部長兼保育課長）現在、幼稚園から認定こども園へ移行のために整備を行っている施設が1か所ございます。

以上です。

（金澤）それと、公設の保育所の財政運営、この辺を見ると本市の将来的な保育ニーズを的確に捉えた場合に、私としては財政的な問題から、

公設というのはなかなか増やせないのではないのと。では、民間施設を増やしたほうがベターかなというところがあるのですが、執行部はどういうふうにお考えですか。

（こども未来部副部長兼保育課長）委員おっしゃるとおり、公立保育所を運営していくためには財政面的にも、また国、県の補助等というのも公立保育所のほうには入ってきません。そういったこともありますし、これまでも民間活力によりまして効果的な定員増を図ってまいりました。そういったことから、引き続き民間事業者の参入を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

（金澤）もう一つちょっと質問なのですが、富士見保育所のあそこの土地というのは市の所有だよね。まず確認、そこから。

（こども未来部副部長兼保育課長）市の土地となっております。

以上です。

（金澤）そうすると、そこを閉所するという形なのですけれども、場所柄あそこ児童の通学路にもなっているし、踏切にも近いし、周りが意外と道路的には狭い道路になっているという状況の中で、当然施設も老朽化していますよね。そうした場合に今後あそこの建物を含めた土地利用というのかな、この辺は今の担当部としては再利用とか、その辺はお考えになっているのか、まずそこら辺を聞きたい。

（こども未来部副部長兼保育課長）跡地の利用方法につきましては、現時点では決定しておりません。今後関係部署と協議を図ってまいりたいと考えております。

（加藤）通告しているのは、跡地利用はというふうなことでしてあるのですが、先ほどまだ決定していないというふうなことなのですが、でも28年からも子どもたちを受付はしていなかったわけですよ。ですと、もう何年かあったわけで、今年度いっぱいではなくすというふうなことの計画の中で、やはり保育課関係ではなくて、市の公共施設としての跡地利用というふうなことは一切検討課題にはなっていないのですか。

まず、1点。



(こども未来部副部長兼保育課長) 今のところ検討はしておりませんです。

(加藤) やっぱりもう数年前からそういうふうなことがそういう計画であるのであれば、やはりどういうものをするかというふうなことは検討しておくべきであったのではないかというふうに思いますけれども、これを担当課に言ってもそうですねという話だけで、いい答弁ないと思いますので、これはそういうことだったのかなというふうな理解だけはおきます。いいとは思いませんけれども。

それと、ここの通告にないのですけれども、今前任者の中での質問の中で保育士さんの関係で、まず今富士見保育所には何名の保育士さんがいらっしやったのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 現在、正規職員が3名と会計年度任用職員が延長保育士も含めまして3名います。

以上です。

(加藤) 正職員3名で会計年度の職員さんが3名というふうなことですけれども、先ほどのやはり答弁の中で人事異動でほかの保育所にというふうなお話、答弁があったかと思うのですが、会計年度職員さんというのは一般職員さん、正規職員さんでないので、いつまでもどうというふうなことではないかと思うのですが、そういう方たちも保障されるというか、そういう待遇がきちんとできるというふうなことの先ほどの答弁になるのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 会計年度任用職員も含めまして、異動の対象となります。本人がご希望されれば、来年度以降も働いていただくような形になるかと思えます。

以上です。

(加藤) その保障をしていただけるのはいいのですけれども、実際に今公営の保育所というのも少ないではないですか、今民間の保育所が多くなって。その中で、ここの保育所に勤務されている方は、やはり保育士関係のお仕事として任用しているわけだと思うのですが、そういう方を全く別の部署の会計年度任用職員としてそういうふうに人事異動するの

か、保育所の中に受入れ態勢があるのかちょっと気になったものですから、聞いているのですけれども、その辺は保育所関係での採用というふうなことで継続できるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 保育士として採用しておりますので、別の公立保育所のほうに異動していただくような形になるかと思えます。

以上です。

(加藤) 3人を受け入れられる保育所が公立の中であるというふうに理解していいのですか。

(こども未来部副部長兼保育課長) そのとおりです。ほかに受入先はございません。

以上です。

(潮田) お聞きしたかったことは、昨日の午前中ではなくて、その後に送ったものについては前任の委員のほうからの質疑がありましたので、分かりました。

確認をしたいのが、このところやはり増えているのが、私立の保育所が増えているのは、ふくろうの森であったり、なのはな保育園であったり、吹上方向にはすごくこのところ増えてきたかなというふうに思うのですけれども、今回富士見保育所の場合はまちなか、まちなかというか、旧鴻巣のほうになりますけれども、保育ニーズの関係からいって旧鴻巣のほうでの保育ニーズは大丈夫なのでしょうか。要は確かに保育所入所の人数定員は増えているけれども、それがどうしても吹上のほうに多くなっているかなというイメージがありまして、先ほど認定こども園という話がありました。この認定こども園が、1つの幼稚園が認定こども園を希望しているという話がありましたけれども、これは旧鴻巣のほうになるのでしょうか。どちらになるのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 今、認定こども園に移行する予定の整備しているところは英和幼稚園になります。ですので、市内のまちなかというか、鴻巣保育所の近くになるかと思えます。

以上です。

(潮田) 英和幼稚園さんは比較的小さいかなと。園舎も小さいかなと思いますし、今現在の人数定員からいってもそれほど多くないかと思うのですけれども、認定こども園になることでどのくらいの枠を予定されているのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 英和こども園のほうは、60名定員で予定しております。

以上です。

(潮田) 60名定員というのは、年中、年長、年少さんも入ってかと思うのですけれども、ゼロ、1、2歳のお子さんたちの枠というのはどのように考えているのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 実はゼロ歳の受入れはしない予定ですので、1歳、2歳については6名ずつの定員を予定しております。

以上です。

(潮田) そういたしますと、議運資料のほうで今待機児童、保留児童かとありましたけれども、個別な意味でこの英和幼稚園さんが認定こども園さんになることで、この今入れないでいるお子さんたちというのは、それにマッチするような形になるのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 令和3年の4月1日での待機児童は3名ということでお知らせしているかと思うのですけれども、そのうち2名につきましては5月にもう入所が済んでおります。今回英和こども園さんが移行することによりまして、待機児童というのは本当に解消になるのかなと思っております。ただし、保留児童につきましては、本当特定の施設を希望されている方というのもほとんどですので、保留児童についてはゼロになるということはなかなか難しいのかなと思っております。

以上です。

(潮田) 最後、すみません、今の保留児童の場合のところですが、その保留児童で希望されているというのは交通機関がなくて、要は車の運転ができないから、自分のところでなければ困るというようなことで、

もしも新しいところがあったとしても、そっちには移れないというような事情のある方もいるということによろしいのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 特定の施設を希望されている方については、車がないからとかというよりも、ここの保育所でないと嫌だという形でありますので、近くが空いていたとしても、そこ以外は行かないというような方がほとんどです。

以上です。

(菅野) 78号ですね。

(委員長) 78号です。

(菅野) 富士見保育所なのですけれども、先ほどの課長で保育園がなくなればどうするのですかといったら民間事業者の参入を模索していくということで、そうすると行政はこれからこういう、だんだん要するに学校は閉校せざるを得ない、保育園は廃園しなければいけないというふうに全て持ってきているわけです、人口が減るから。学校行く子も保育園行く子も減るからと。民間が駅前から迎えに行くから民間を利用しなさいよと。そうすると、行政の役割というのはいかがかと思うのです。それで、会計年度任用職員制度というのが地方公務員法が改正されて2017年5月から始まったわけで、これが鴻巣でも、私もこれで調べたのですけれども、5億近くいわゆる臨時の職員に変わっているのです。一番多いのが民生費と教育費で、民生費は2億4,151万5,000円、教育費は1億9,000万で、あとは4億8,000万のうちほとんどこの2つが占めているのですけれども、この保育部門が大変大きく占めているのです。決算書の183ページ見ますと、報酬の保育所、一番下です。保育所費庶務事業が報酬が1億7,951万ありますけれども、報酬は全部ここで使う人は会計年度任用職員なのです。ですから、ボーナスもない、退職金もないという女性がやはり安上がりの労働力に使われているというのを、本当にきっちり必要な人材はお金を保証して能力に応じたお金を出すべきではないかなと思っているのですけれども、賞与を払う一方で月額報酬を減らす自治体や、また採用が1年ごとで不安定さも以前と変わらない事態が続いているわけです。本市の会計年度任用職員の労働実態というのとはど

うなっているのでしょうか。労働契約とか労働賃金などどのように、特に保育所はもうすごい金額計上されているわけで。これって出ませんか、会計年度任用職員で。とにかく民生費が2億4,151万5,000円で教育費が1億9,329万って教育も多いのですけれども、この2つが多いのです。賞与もないし……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。保育所で行われている会計年度任用職員のことについて聞いてください。

(菅野)とにかく女性の働く分野での給料減が多いということなのです、保育にしても教育にしても。保育所も女性ですよ、多くは。ですから、本当に必要な財源は子どもの発達のために正規の職員できっちりと保証すべきではないかなと思うのですが、ここら辺、労働問題で保育関係でどのように考えているのか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 先ほど菅野委員のほうから会計年度任用職員に賞与がないというお話だったかと思うのですけれども、会計年度任用職員には賞与は出ております。全ての方に出ているわけではないのですけれども、会計年度任用職員にも賞与は出ております。以上です。

(菅野) そうすると、全てに出ているわけではないというのなら、賞与が出る要件というのはどうなのでしょう。多くが保育と民生部門なのです。保育士と、民生部門ですから保育士が本当に多いのです。ですから、保育士の場合は賞与も退職金も出ている、鴻巣の場合。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。それ恐らく市民環境の分野ではないかと思うのですが、後ほど保育に関わった会計年度任用職員について関連づけながら、決算で行っていただいたほうが良いと思うのですが、今回は保育所の設置及び管理条例の一部を改正する条例について今議論しておりますので、その質問は後ほど決算のほうでお願いできますでしょうか。

(菅野) では、分かりました、それは。では、ここで述べている28年4月以降新規募集を停止していたということですが、停止していた理由というのはどういうことで停止して

いたのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）令和3年度末をもちまして閉所することを予定しておりましたので、新規募集のほうを停止しておりました。以上です。

（菅野）それは、上から卒園するごとにどんどん人数を減らして行って、そうすれば自然と廃園になると思うのですが、どういう状況になるとそういうふうな政策になるのでしょうか。例えば近くに馬室保育所だ何かがあるからそっちへ行けるからとか、駅に近い場所ですから、そこは何らかの代替ができるから、上からどんどん出ていっても子どもたちを募集しないで、最後はほんの何人かで保育をしたというわけですよ。だから、どういうことでそういう方針になるのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）今回富士見保育所を閉所するに当たりましては、施設の老朽化というのもかなり大きな影響になっております。また、民間事業者の参入というのも多くありましたので、閉所することを決めました。

以上です。

（菅野）そうすると、今後どうも人口増になるとは思えません。鴻巣は減らないですけれども、幸い。でも、高齢者が増えて若い人が減る状況の中で、今後もそういう状況なら子ども向けの予算などは先を見越して削減できる状態で施策を進めていくと、そういうことになるのでしょうか。民間事業者の参入で行政は最低限の市民サービスだけをするよと、兄弟でもどんどん卒園していけば、最後に1学年だけ置いておけばいいのだよと、そうすればいや応なくその場所はまだ保育事業はしなくていいということになるわけで、全員がどこか行かなくてはいけないという状況になるのでは困るわけで、ほかの園も今後こういうことにしていくということがなり得るのでしょうか。人数の、どういう状況になったらこういうことになるのか。

（こども未来部副部長兼保育課長）現在のところ、閉所を予定している保育所等はございません。

以上です。

(委員長) これで質疑を終了いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(こども未来部副部長兼保育課長) 続きまして、議案第79号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正する内閣府令により、保育所等を利用する保護者の利便性や保育所等の業務負担軽減の観点から、書面等で行うものについて電磁的方法による対応も可能とする規定を追加するものです。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) では、幾つか議案第79号について質問をいたします。

まず、漢字で電磁的記録とか電子計算機とか電気通信回線と書いてありますけれども、その表記といいますか、何でこういう言葉になるのか、

その辺の電磁的記録とは何を意味しているのかとか、その辺のところからちょっとお願いしたいと思います。

(こども未来部副部長兼保育課長) 電磁記録、電子的記録とは、パソコンやスマートフォン、タブレット等の電子計算機により情報処理されるものとなります。

以上です。

(野本) これは条例の中、ほかにもいろいろ条例がありますが、統一的にこの言葉を使うということになるのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 6月議会に計上させてもらった家庭的保育事業の中でも電磁的記録ということで承認をいただいておりますので、多分デジタル庁の関係でそういったことになるのかと思います。以上です。

(野本) 予算書とか決算書上では多分パソコンとか、そういう文字が出てくると思うのですけれども、その辺はちょっと今後もう少し違う言葉ができないのかなというふうに感じた、答弁はあればお願いします。

(こども未来部副部長兼保育課長) すみません、内閣府令に合わせて今回改正をさせていただいているので、同じような改正になるのかと思います。

以上です。

(野本) それでは、特定教育・保育施設と保護者との間にはどのようなやり取りが想定されているのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 今回の改正を受けまして、今まで例えば園のほうで絵本を買いましたというと領収書を発行して、紙の領収書を頂いているような形だったのですけれども、保護者の承諾を得られれば、それを電子データで領収書の発行等も可能になるのかと思います。以上です。

(野本) ということは、電子決済が可能というようなことと連動することなのではないでしょうか。結局電子決済をしたときに電子的な領収書、メールで来るとかということになりますよね。だから、そのイメージが、わざわざ現金で払ったものを電子領収書というのかな、メールとかの領



収書にする、そのところの具体的なイメージがちょっと分からないのですけれども。

(こども未来部副部長兼保育課長) 電子決済とはちょっとまた違ってくるのかなと思うのですけれども、今まで書面でやり取りしていたものが、要は電子データ等でのやり取りが可能になるということの改正になっております。

以上です。

(野本) それは、事務作業の効率化になるのでしょうか。メリットについて、そのことにすることによってメリットがどうあるのか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 例えばですけれども、今まででしたら書面で通知等差し上げていたものが電子データ等で送れることによりまして、例えば施設側としては経費の削減等も考えられるのかなと思います。今まで紙でお出ししていたものが電子データでお出しできるということになりますので、そういったところのメリットはあるのかと思います。

以上です。

(野本) 電子データで例えば領収書をどういう形で保護者に渡すということになるのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 例えばメール等でPDFファイルとか、そういったものでお渡しするようなことになるのかと思います。以上です。

(野本) ということは、今まで領収書に名前と金額書いて渡せばよかったものを今度パソコンで打ってメールで送るというふうな作業をするということなのですか。

(こども未来部副部長兼保育課長) そういったものが可能になるということですので、今までのやり方というのを必ずやっちはいけないということではないですので、それは施設、事業所側のほうでこういった形を取っていくのかというのは選んでいけるのかなと思います。

(野本) そういう意味では、私は電子決済に対応した改正なのかなというふうにちょっと想像したのですよね。

(こども未来部副部長兼保育課長) 今回の改正は、電子決済に対応したというものではないのかと思います。

(野本) それ以上はいいです。ただ、ちょっと想像しにくいだけの話で。ということは、先ほどの答弁の中に、今までの方法もあり、そして電子データの2種類ができるということになると。そうすると、データの保存というのは2種類保存しているということになるわけですね。

(こども未来部副部長兼保育課長) 電磁的方法により交付等を行う場合に当たりましては、保護者の承諾が必要になってきます。その承諾が得られない場合には書面等でのやり取りになりますので、当然その記録としては電子のものと書面という形、紙ベースのものという形で2種類が混在するようになるのかとは思いますが。

以上です。

(野本) それでは、53条の第2項の(2)のところにファイルへの記録方式というのが書いてあるのですが、それは一体どういうことを意味しているのか伺います。

(こども未来部副部長兼保育課長) 53条の2項の括弧……

(4項の声あり)

(こども未来部副部長兼保育課長) 4項の(2) ファイルへの記録の方式ということで。

(野本) 失礼しました。ちょっと今場所を間違えました。2項の(2)のところは、磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるをもってファイルに記載する事項を記録したものを交付する方法というふうに書いてあるので、磁気ディスクやCD-ROM、その他、これらに準ずる方法というのがほかに例えばどういうものがあるのでしょうかという質問です。

(こども未来部副部長兼保育課長) 例えばDVDやブルーレイディスク等の光学ディスク等が想定されます。

以上です。

(野本) 今パソコンとか、ディスクではないSSDという電磁的な記録方式があるのだけれども、そういうのも入るというふうに、だんだんパ

ソコン自体も変わって行ってディスクは使わない傾向にありますよね。だけれども、CD-ROM、これらに準ずる方法というのはディスクではなくても、いろんな記憶媒体であれば何でもいいみたいな感じで受け取ってよろしいのでしょうか。それとも、パソコン外に、CD、ディスクではないものも結構あるわけですよね。そういうものも、準ずるといふ部分についてもう一度お願いします。

(こども未来部副部長兼保育課長) 一定の事項を確実に記録しておくことができるものであれば可能なのかと思います。

以上です。

(野本) 先ほどの保護者のほうが例えばメールで受け取るとか、そういうことがあるとして、保護者が同意を得られる、持っているものに受け取るとすると、それは例えばパソコンであるとかスマートフォンであるとか、そういうものを持っているということが一つの要件になるわけでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) パソコンやスマートフォンということになるのかと思うのですがけれども、もしそれをお持ちでない場合であったら、今までどおり書面等での対応というのは可能になりますので、特に保護者の方に何かを用意していただくかなくてはいけないということではないのかと思います。

以上です。

(野本) 分かりました。ただ、保護者のほうはそれを持っていないと申請できないということになりますよね。

(こども未来部副部長兼保育課長) スマートフォンとか受けるものがないければ、電磁的な方法での対応というのはできなくなってしまうのかなと思います。

(野本) では次に、4項の(2)のファイルへの記録の方式というものは何かを伺います。

(こども未来部副部長兼保育課長) ファイルへの記録の方式は、例えばテキストファイルだとかドキュメントファイル、PDFファイルなど、どのファイルで記録するかを示すことになります。

以上です。

（野本）分かりました。

最後に、これはこれを通ればすぐにでも始められるのかもしれませんがけれども、具体的にはこれを早く、これを導入していこうとすると、いつ頃からになっていくのかなということを伺いたいと思います。

（こども未来部副部長兼保育課長）今までも電磁的方法により行うことが可能なものもありました。ただ、包括的に対応ができるようになるには公布の日からとなるのですけれども、さらに電磁的方法により提供する場合には保護者の承諾というのが必要になりますので、その承諾を得てからということになるかと思います。

以上です。

（潮田）まず、今回の条例改正によりまして、電磁的なもの、それができるということでありますけれども、保護者、園児、職員にそれぞれ具体的にどのようなメリットがあるのかお伺いします。

（こども未来部副部長兼保育課長）今回の改正によりまして、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等が図られるものということになります。今まで保育所側としては通知文等を紙でお渡ししていたものが、電磁的方法により行うことによりまして、経費の削減等も図られるのかなと思います。また、保護者にとりましては、連絡事項等を速やかに受けることが可能になりますので、そういった意味では保護者の方にもメリットがあるのかなと思っております。

以上です。

（潮田）現在の連絡ツールは、今までずっとお手紙だったということになるのでしょうか。それ以外に、今よく学校とかですと不審者情報とかというのはメールで配信をされておりましたけれども、保育所等ではそれは今まではやっていたのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）公立保育所を例に取らせていただきますけれども、公立保育所につきましては昨年度、保育業務支援システムを導入させていただいたので、それまでは、導入前までは当然通知文については全て文書でお渡ししておりましたし、連絡についても1件1

件電話をするというような形を取っておりました。

以上です。

（潮田）そうすると、今の答弁ですと現在はメール等でもできるという、していたということですか。今現在です。要は今回これが変わることによりまして、全くそういったツールを持っていない方というのの調査とかというのはされているのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）公立保育所に今導入が済んでいるのですけれども、そちらについては全ての方が利用が可能となっております。

以上です。

（潮田）今回の条例改正で対象となる施設について確認です。幼稚園、公立保育所、私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所となるのか、ほかに該当する保育施設というのはあるのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）ほかに該当する保育施設につきましては、鴻巣市内でいいますと事業所内保育事業所がございます。今回の条例改正に当たりましては、今回の条例改正の対象となる施設は、市内では公立保育所8か所、私立の保育所8か所、認定こども園4か所、小規模保育事業所が13か所、事業所内保育事業所が1か所、幼稚園が1か所の全部で35か所になります。

以上です。

（潮田）そういたしますと、先ほど、1つ手前のほうでの答弁で公立保育所については皆さん持っているということが確認できたということでもございました。でも、たった今のほうの答弁からすると、ほかの私立のところも、また小規模保育事業所等も今回のこの条例の対象になるということでもございますので、そこに子どもさんを通わせている保護者さんも全部持っているという確認はまだ取れていないということでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）各事業所におきまして、やはり同じような保育業務支援システムを導入しているところはあるかと思うのですけれども、何人ぐらいの保護者の方がこの対応ができないのかという

のはちょっと確認が取れておりません。

以上です。

（潮田）今どきは皆さん持っていない方を探すほうが大変かなとは思いますが、万が一そういう方がいらっしゃったらその方の対応というのにも必要になってまいりますので、確認をしていただけるといいかなというふうに思いました。

それと、今回のこの条例改正によりまして、予算を伴う機器の整備等はどうのように行う、または予算を伴うものがないのであればいいのですが、予算を伴うものがあるとしたらどのようなものがあるのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）今回の改正につきまして、予算を必要とするものはないものと考えております。

以上です。

（潮田）記録の方式について最終確認したいと思います。先ほど野本委員のほうの質問でもありましたけれども、これはあくまでもＣＤ－ＲＯＭであったりとか、物でちゃんと確認するようになるということなのか、クラウドとかという形ではなくて、やるということになるのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）相手方の、保護者のほうのということでもよろしいですか。

（潮田）記録した残ったもの。

（こども未来部副部長兼保育課長）公立保育所でいいますと、記録して残ったものはやっぱりクラウド型になっておりますので、クラウド方式になっております。

以上です。

（潮田）ということは、今まで紙でいろいろやっていたものが取りあえずというか、全部データでできるようになるということであって、新たな事業を何か起こすとかというものではないということでもよろしいでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）新たなものを起こすということではないと思っています。

ごめんなさい、先ほどのちょっと答弁なのですけれども、公立保育所についてはクラウド型ということでお話ししましたけれども、それは保護者とのやり取りのものにつきましてでして、例えば保育の記録だとか、そういったものにつきましては市のデータというか、市のほうで管理している形になります。

以上です。

(委員長) 質問ほかにありますか。

(なし)

(委員長) では、先に採決をさせていただきます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時18分)



(開議 午前11時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時54分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) これより委員会を再開いたします。

一般会計補正予算(第6号)については説明が終わっておりますので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) それでは、議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)の質問をいたします。

25ページのところから行きたいと思います。25ページのこども応援課のところの次世代育成・子ども子育て支援事業の子ども食堂応援金について、補助金の趣旨と、この補助金に至る経緯について伺います。

(こども応援課長) お答えします。

補助金の趣旨、経緯ということで、市内におきまして子どもの居場所を開設し、食事等の提供を行っている子ども食堂運営団体は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来の活動が思うように行えないような状態が昨年から続いております。そのような中、子どもたちの食を確保すべく、従来実施しておりました食事の提供活動の代替としまして、子ども食堂や弁当、食材等の配付、配達を行っている団体に対しまして、地域で子どもたちの見守り、取組を継続していただきたいために、昨年度に引き続き子ども食堂応援金を交付するものです。

以上です。

(野本) そうすると、今現在、弁当の配付とかはできなくなっているのでしょうか、それともできているのでしょうか。

(こども応援課長) 現在は、コロナ禍の中ですので、人が集まって子ども食堂ということはずせぬ、聞いた話だと、弁当を作って配付しているということで活動されているということで聞いております。

以上です。



(野本) 弁当を作る作業というのは、要するにそこに子どもを集めないで、配付をするということで、弁当を作る作業は各事業団体がしているということでよろしいですか。

(こども応援課長) 各事業団体が作っていたりとか、または購入したお弁当などを配付している状況ということで聞いております。

以上です。

(野本) そうすると、その応援金については、使い方とかの指導はあるのですか。

(こども応援課長) 使い方につきましては、子ども食堂全般に、各事業団体において理念等を持っていますので、そちらのほうに基づいて、活動に必要な資金として充てていただければということに考えております。

以上です。

(野本) 次の、のすっ子読書応援事業につきまして、図書券を配付なので、図書券で買えるものは何でもいいのかなと思いますが、趣旨と買ってほしいものというのはどうお考えでしょうか。

(こども応援課長) 事業の趣旨としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、子どもたちが自宅で過ごす時間が多くなる中、その時間を読書に親しむ機会として活用してもらうため、18歳以下の子どもの対し、図書カードのほうを郵送にて支給するものです。何を買いすることができるのかということなのですが、図書カードの公式ホームページによりますと、図書カードで購入できるものは書籍、雑誌など、いわゆる出版物ということでされておりますけれども、ただ各書店の判断により、文房具の購入が可能なところもあるようです。

以上です。

(野本) 市としては、図書カード、各店によって違いもあるかもしれないけれども、趣旨だけお伝えして、何を買い出すかというのは自由というふうな意味合いでよろしいのでしょうか。

(こども応援課長) はい、そのように考えております。

以上です。

(野本) 趣旨の伝え方としては、どのようになっていますでしょうか。

(こども応援課長) 図書カードと一緒に送付する案内文書がございまして、そちらのほうに本事業の目的をお知らせする予定です。

以上です。

(野本) 趣旨は書いてあるけれども、なかなか読むかどうかというのもあるかと思しますので、学校とか子どもの対象となるところからは、何らかの伝え方があってもいいのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

(こども応援課長) そうですね、学校等も行って、今回ゼロ歳から18歳以下の子どもということですので、やっぱり案内文書ということで、取りあえずは事業の目的をお知らせしようと考えております。

以上です。

(野本) 分かりました。

次に、29ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、自治体によってワクチンの接種される速度といたしますか、あとは年代ですとか違うと思われそうですが、その辺は把握されているでしょうか。そして、異なる要因というのはどうお考えでしょうか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 各自治体によって、ワクチンの接種開始時期、また各年代層における予約、また接種時期が少し時期が違うというのは把握しております。そのようにワクチンの接種の早さが異なる主な原因といたしましては、まず第一にワクチンの供給の開始時期に、都道府県や市町村の間で差がありました。

まず最初に、接種順位であります医療従事者用のワクチンが届くようになってはいるのですが、これが県内の中でも1か月から2か月ぐらい差がございました。それが一つの要因と考えております。また、2つ目といたしましては、人口規模ですとか、市、町ごとの接種体制、接種希望者数のバランス等も、接種スピードに関係してくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

(野本) 鴻巣は鴻巣のやり方としてやっていると思えますけれども、こ

ここまでやってきた中での反省といいますか、改善した部分ですとか、そういうことがあったら伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) まず、一番最初に市民の方の接種が始まりましたのが65歳以上の高齢者の方だったのですけれども、その際、なかなか接種の予約が取りにくかったというようなお声をたくさんいただきましたので、そういったときに、なかなかウェブでの申込みが難しい世代でありますので、公民館ですとか、あとは保健センターでもそうなのですけれども、そういった窓口でウェブのお申込みのお手伝いをさせていただくなどさせていただいておりました。

以上です。

(野本) 今やっている鴻巣の医療機関を中心に接種しているという方式が、鴻巣にとっては一番ベターなやり方というふうにお考えでやっているわけですね。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) やはり市民の皆様により身近な場所で接種できる、またご自分のご都合に合わせて接種時間や日程等も選べるということで、個別接種は市民の方にとりましても非常に接種しやすい体制ではないかというふうに考えております。

(野本) それから、時間外勤務手当というのがありますけれども、これは範囲が拡大されたことによる補正というふうに伺っていますが、これは国から通知が来るものということなのか、その辺はどういうふうになっているのですか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 当初、接種体制の構築に係る業務といたしまして、時間外にかかった費用については国のほうから補助金がいただけるというのはあったのですけれども、そのときはワクチン接種の業務に直接従事している人というような範囲でした。その後、QAという形で時間外手当の範囲がどのようになっているのですかというような掲載がございまして、その中で、ワクチン接種に直接従事していなくても、例えば準備ですとか、事前の事務処理ですとか、そういった業務に関わる業務に対しましても時間外手当の対象となるというような形で範囲が広がり、今回補正として上げさせていただいております。

（野本）ということは、今の、今回のことというのは、Q Aから読み取るというふうなことで、今回こう変わりましたという通知が来るのとは違うのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）今回のワクチン業務につきましては、非常に多くのQ Aが国に寄せられておりまして、それはもう大変莫大な量なのですけれども、やはり業務の担当者が直接業務に当たっていても、やはりそれ業務に至るまでの業務というのは非常に多くの時間を要しますので、その辺をQ Aの中で調べたところ、そういった業務も対象になるというふうに本市では把握ができたような状況でございます。

（野本）そうすると、そのQ Aで判断した、できるということは、特にそれを改めて国には確認をする必要もないということによろしいでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）厚生労働省のほうから出されているQ Aに対しての回答でしたので、本市では採用されるというふうに考えて、今回補正を上げさせていただきました。

（野本）つまりQ Aを常に確認し、それを解釈する力がないと、今回の補正はできないというような感覚なののでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）Q Aもたくさん、先ほども申し上げましたように量があるのですけれども、項目ごとに検索をかけられますので、業務の中で疑問に思った点については、日々そういったQ Aを見ながら確認をしております。

（野本）そうすると、逆にこちらからこういうことも入れてほしいけれども、どうなのということを問いかけると、それがオーケーになる可能性もあるということなののでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）市、町からのQ Aに対しての回答は、きちんといただいております。それで採用させる案件もあるのではないかと考えておりますが、ちょっときちんとした確認はしてございません。申し訳ありません。

（野本）分かりました。なかなか時間的な余裕とかも厳しいとは思いま

すけれども、そういう問いかけも必要なのだろうなというふうな気がいたします。

それでは次に、その後かな、個別予防接種委託料の項目8,614万というのがありますが、これは休日ですとか、今までの中でも上乘せをしていただけのための補正ということで説明をいただきましたが、これはこれがないと接種数がなかなか厳しい、もうちょっと接種を進めるために必要なのだというような感覚なのか。だから、この補正がないと、予定どおりいかないような状況なのではないでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）委託料に上乘せがつくようになる前から、市内の医療機関におきましては非常に協力的に市の計画に対しまして協力をいただいております。そういった中でしたので、今回上乘せがないとしても、市が計画した接種数がクリアできるようにご協力をいただけたのではないかと考えておりますが、今回国のほうから加算が支払われるということでしたので、今回増額分として委託料を上げさせていただいております。

（野本）医療機関は昨年からのコロナの発生によって、患者数が減っているようにも聞いているのです。そういう意味では経営が厳しいという方の声も聞いたことがあるのですけれども、そういう声というのは市のほうに届いているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）先生方のお話との中では、非常に経営が厳しいとまでおっしゃる先生はなかなかいらっしゃらないのですが、非常にやはり受診控えということで患者数が減っていますというふうなお声は聞いております。

（野本）そういうデータというのは、例えばレセプト点検みたいなもので市は把握することはできるのですか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）市内の医療機関でのレセプトの数までは、把握はできないというふうに考えております。

（野本）分かりました。

それでは次に、31ページの健康まつり開催事業のところになりますが、歳入は13ページにもありまして、先ほど説明もいただきました。県の補

助金のところに繰戻しということになりますが、一旦そこに戻すとして、何かほかの事業にまた使える可能性もあるのでしょうか、その県の補助金については。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）こちらにつきましては、補助金の充当先であります健康まつりの事業費を全額減額をしてしまっておりますので、他の事業を行うことは困難ではないかというふうに考えております。

（野本）次に、教育のほうに伺いますが、37ページの小学校と中学校のパソコン設置事業についてですが、これは公立学校情報機器整備費補助金が歳入の13ページに出てくるのですが、これ財源更正ということで、もともと財源更正を後々するというように進めてきた事業というふうに考えてよろしいのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）では、お答えをさせていただきます。こちらの財源の更正の関係なのですけれども、6月定例市議会のときに歳出の部分なのですが、GIGAスクールサポーター配置支援事業の歳出ということで、議決をいただいております。6月のその時点では、交付額のほうが決まっておりました。7月16日付で交付決定を受けたため、今回の補正予算を計上させていただくということになります。以上です。

（野本）交付額が決まれば、ここに入れ込むという予定、考えで進めてきたということよろしいわけですね。

（教育部参事兼教育総務課長）今回のこの補正予算なのですけれども、国の追加募集ということであったものでございまして、どのくらい補助していただけるのかというのが確定しておりませんので、当初からそういったものを予定していたのですけれども、今回補正予算ということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

（野本）それでは次に、37ページの教科外教育推進事業について、修学旅行とかの中止とかに伴って出てきたもので、その中で修学旅行等取消変更料補助金というのが599万9,000円というふうになっておりますが、

財源についてはこれはどういう財源なのでしょう。特定財源のその他のところに、36ページのところには書いてあるのだと思うのですけれども。

（学校支援課長）お答えいたします。

財源につきましては、鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金のほうを財源としております。

以上です。

（野本）これは、修学旅行に行っていればかからなかったということでもよろしいわけですか。行っても行かなくても、これというのはあるのですか。

（学校支援課長）お答えいたします。

企画料につきましては、実施をしても、しない場合でもかかるものがございます。

（野本）そうすると、補正ではなくて、最初から予算に入っているののかなというふうに思うのですけれども、補正で出すというのは、コロナ基金から出すためにということなのか、それとも新たにこの金額が発生したことなのか、そこがちょっとよく分からないのですが。

（学校支援課長）お答えいたします。

修学旅行などを実施した場合は、旅行の費用は保護者の積立てで支払うことになりますので、実施した場合には市から負担するという必要はございません。

以上です。

（野本）そうすると、一般的な感覚でいうと、キャンセル料が発生したというようなことになるのでしょうか。

（学校支援課長）中止とした場合に、旅行取扱業者のほうからこの企画料につきましては請求がございます。代替案等が取らない、もしくは取れない場合、中止とした場合には、この企画料の支払いが生じまして、それにつきましてはこの補正のほうで対応させていただきたいと考えるものです。

以上です。

(野本) そうすると、その企画料の発生する条件というのは、この修学旅行の契約をするときにもう最初からあったということなのではないでしょうか。

(学校支援課長) 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

(野本) では、それは分かりました。

39ページの文化センター管理運営事業と映画館管理運営事業に、これは国からの文化芸術振興補助金が使われていますけれども、これは両方に振り分けられているのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 今回の補正につきましては、国の文化施設の感染拡大防止活動支援環境整備事業補助金ということで、クレアこうのすの中央監視装置の更新が該当しておりますので、映画館管理運営事業には該当しておりません。

(野本) 分かりました。

クレアこうのすのその機器について、もう少し詳細を伺いたいと思います。

(教育部参事兼生涯学習課長) こちらのほうにつきましては、クレアこうのす館内の照明または環境面、防災面、いろんなシステムがあるわけですが、そちらのほうを一元管理しているような装置になっておりまして、そちらのそれぞれのシステムにつなぐリモートユニットというものがあるのですけれども、そちらのほうを今回の補助金を活用いたしまして入れ替えるというような形になっております。

(野本) それは機器の更新なのではないでしょうか、それとも全く別なものになるのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 今までの機器の更新という形になります。

(金澤) それでは、議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)について、何点か質問をさせていただきます。歳入歳出あるわけですが、歳入のほうは大体今説明分かりましたので、歳出のほうで入っていきたいと思います。

この中で、ページが22ページから29ページまでまたがるのですが、要は民生費で生活困窮者自立支援事業とか、障害者自立支援給付事業とか、



もろもろの償還金・利子及び割引料返還金という項目があるわけです。そこに各こういう形で、今のお話ですと、説明では返還金があったという形で金額を提示していただいているのですが、このいろんな各事業のこの内容の中で、予算額からして、特に大きく増額補正した事業というのはどういうものがあるのか、またその増額した補正内容についてお伺いをしたいのですが、どれが大きいというの、全体で分からないかな。分かりますか。

(障がい福祉課長) それでは、障がい福祉課の中に該当する主な事業が2事業あるので、説明させていただきます。

1つ目は、自立支援給付事業でございます。令和2年度当初予算17億3,956万9,000円に対して、令和2年12月補正、1億3,043万8,000円の補正をしております。これは、障害者手帳取得の増加に伴い、共同生活援助や生活介護等の障がい福祉サービスを利用した方が増加したことによるものです。令和2年度分としては、既に給付を受けている国庫負担金と県負担金により、実績額のほうが低く、差額を返還するものでございます。今回の返還額は約3,400万円になりますが、令和2年度障害者自立支援給付事業の執行率は97.6%であり、高い執行率となっております。この事業は、前年度の実績から令和2年度当初予算を算出していますが、想定より障がい福祉サービスの利用が多いため、補正を行いました。ほとんどの予算は執行されたものの、事業費が18億円以上となっていることから、3,000万を越す返還金が出てしまうというものです。

もう一件は、障害児通所給付事業でございますが、こちらは自立支援給付と同じように、当初予算より事業費の利用が多く、補正をしたところ、予定より実績が僅かに少なく、返還金となっております。

以上です。

(金澤) 結果についてですから、私はこれで結構でございます。

次に、24ページ、民生費の児童福祉総務費ののすっ子読書応援事業6,480万1,000円について、前任者からも質問がございましたが、これはコロナ禍で児童生徒が自宅で過ごすというような説明を受けたわけですが、これはコロナ対策の一環としての解釈だと思います。

3,000円の本市独自の図書カードを送るということで、のすっ子読書応援事業の事業内容について、事業の状況と委託費5,695万8,000円の内容についてお聞きするのですが、その中で、対象人数、あと事業実施期間、あとカードが利用できるお店というか、店舗かな、それと購入できる図書、先ほどもちょっとお話がありました、その辺で制限があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

(こども応援課長) お答えします。

まず、事業の趣旨ですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、子どもたちが自宅で過ごす時間が長くなる中、その時間を読書に親しむ機会として活用してもらうため、18歳以下の子どもに対して図書カード3,000円分を郵送にて支給するというものなのですが、委託、その事業の内訳としましては、図書カードのほうは5,227万5,000円、印刷代のほうは258万8,000円、封入、封緘の委託料につきましては209万5,000円というふうになっております。対象児童につきましては、今現在約1万7,000人のほうを見込んでおります。それと、期間のほうにつきましては、一応令和4年3月31日までということで考えております。あと、利用できる店舗につきましては、市内8店舗ございまして、そちらのほうで、すみません、これ一つ一つ申し上げたほうがよろしいのですか。

(金澤) いいです。大体でいいです。

(こども応援課長) 8店舗ということで、利用できる店舗ということになっております。あと、購入できるものにつきましては、ちょっと先ほども申し上げたのですけれども、公式ホームページでは図書、雑誌類ということになっているのですけれども、場所によっては文房具品も購入できるということになっております。

以上です。

(金澤) 今内容については説明を受けましたが、その中の質問の中で、購入できる図書云々ですが、例えば今全国的に新聞を読もうという動きが出ているのですが、例えば子ども新聞が買えるとか、あとはこれは販売店のほうで要請するのだけれども、青少年の禁止している図書だとか、そういうものがあるのですが、その辺の対応云々というのは商店のほう

にお話はしてあるのですか。

（こども応援課長）その辺につきましては、各店舗のほうには特にお知らせ等はしておりません。

以上です。

（金澤）これ本市独自の図書という形なので、本を買わなくては、図書を買わなくてはいけないという発想で考えているのですか。文具もあると思うのですが。

（こども応援課長）一応読書に親しむ機会ということなので、図書のほうということで考えております。

以上です。

（金澤）今家庭で子どもさんを見ると、うちなんかもそうなのだけれども、パソコンでいろいろやっているのだ。その中に、今読書もできるようなものもあるではないですか。そういうものというのは使う発想というのは考えていないのですか。

（こども応援課長）たしか、ごめんなさい、確実ではないのですがけれども、図書カードにつきましては、カードの裏側にIDとかパスワードみたいなものがちょっとありまして、ネット上でもたしか使えたかと思えますので、いわゆる電子書籍というものですか、そういったものも可能ではないかというふうには考えております。

以上です。

（金澤）ちょっとこれ零歳児から18歳まででしょう。そうなると、例えば零歳児から3歳、4歳ぐらいまでは親御さんがついているからそういうものをセッティングして、読みなさいとか見なさいというふうにやれるわけですね。だから、その辺の案内というのもどうなのかなと思うのですが。

（こども応援課長）ゼロ歳児、1歳児、2歳児、3歳児につきましては、読み聞かせということで、親御さんのほうで購入してもらって、それ読み聞かせをしてあげるということで本のほうに親しんでいただくということで考えております。

以上です。

(金澤) では次に、36ページ、37ページの教育費の、先ほど前任者でありましたが、教科外教育推進事業416万9,000円、これについてちょっと質問をさせてもらいます。

まず、オリンピック・パラリンピック、児童生徒が入場できる観戦チケットというか、これが特別枠の施設入場の利用について、本市はコロナ禍の緊急事態宣言で入場を辞退したというふうに聞いているわけですが、この見学に際して、児童生徒や保護者、また市民の方からいろんなご意見とか要望があったと思うわけですが、各学校の様子はどうだったのか、また教育委員会はどのような経緯でこれを断念したのか、その内容についてお伺いをしたい。

(学校支援課長) お答えいたします。

まず、児童生徒、保護者、また市民の方々の様子なのですけれども、コロナ禍、今年度、年度当初からオリンピックは開催ということでしたけれども、コロナ禍におきまして心配の声が少しあったかなという状況ではあったかと思えます。また、キャンセルの決定ですけれども、これにつきましても、このコロナ禍の感染状況、埼玉県内の感染状況、また児童生徒の安全を考えまして、そしてあと近隣他市町などの状況なども調査しまして、キャンセルという決定をいたしました。結果として、無観客開催ということにはなりました。

以上でございます。

(金澤) 最後の質問ですけれども、今オリンピック・パラリンピック、また修学旅行等の中止があったという状況の中で、コロナ禍で児童生徒においては、学校生活で一生の思い出になることだよな。特に小学6年生や中学3年生だと、思い出になると思うのが、今回できなくなってしまったという状況なのですが、新しい生活様式の中で、別の対応事業等は今後考えざるを得ないと思うのですが、その辺はどういうふうに考えていますか。

(学校支援課長) 今年度、各学校において修学旅行などの行事が中止になった学校があるわけなのですけれども、主に中止、延期ではなく中止とした学校につきましては、最終学年、中学3年生であったり、それか

ら1年生で行うスキー教室、これを2年生で、昨年度行う予定だったものを今年度に動かしているというものなどあります。なかなか、スキー教室はまだこれからなのですけれども、修学旅行などにつきましては、年度後半に入っていきますが、卒業が近くなってなかなか日程等難しい面もございますが、学校の実情に応じて、代替案等を検討している学校もございます。

以上でございます。

(金澤) 小学校、中学校、私なんかもそうですけれども、一番記憶にあるのは修学旅行かな。修学旅行とか、いろんな学園祭とか、学校のイベント等があるわけですのでけれども、今後の新しい生活様式の中で、ではどういうものがやったほうがいいのかというものは、例えば児童生徒とか、保護者等にアンケート等をやって、これからはどういうものがいいのだろうとかという、そういう希望を募るといような形は発想がありますか、考えは。

(学校支援課長) 各学校行事につきましては、学校長の判断の下、学校の実情に応じて実施されている部分でありますので、各学校の状況によるかなというふうに市教委としては捉えております。

以上です。

(潮田) それでは、最初に8ページの健康づくり推進事業業務委託の内容を、詳細教えていただきたいと思います。健康体力づくりですね、ごめんなさい。先ほどスポーツ課のほうで説明されていたやつかと思うのですけれども、違いますか。健康体力づくりか。

(何事か声あり)

(スポーツ課長) すみません。もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

(潮田) すみません。8ページの債務負担行為補正のところ、健康体力づくり推進業務委託ってあったかと思うのですけれども、その内容を。期間等の説明はあったのですけれども、どういったものなのかがちょっとよく分からなかったもので、お願いいたします。

(スポーツ課長) こちらにつきましては、運動をそれぞれこの業務を受

け持っていたいただいた業者のほうで選定をしていただきまして、歩き方教室だとか、そういった教室を開いていただいて、事業を進めてもらうようなものになっております。

以上です。

（潮田）そうすると、これは1社への委託ということになるのでしょうか。

（スポーツ課長）プロポーザルのほうで1社を選びまして、その会社にやっていただくような形になっております。

以上です。

（潮田）これについては、毎年この時期に債務負担補正でやっているものなのでしょうか。

（スポーツ課長）この時期、もしくは12月だったりするようなどきもあつたようです。

以上です。

（潮田）分かりました。

そうしましたら、次、25ページ、子ども食堂応援金のほうになります。これにつきましては、先ほど課長からの最初の説明のときに、継続して活動している団体との説明がございましたけれども、これ80万のうち、80万を8団体だと思えます。コロナで昨年も今年も活動していない団体も含まれていると思えますが、この公平性ってどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

（こども応援課長）今回の子ども食堂応援金、子ども応援金につきましては、昨年度も今年度も運営していないという、今年度も運営していないければ、今のところ交付する該当から外れているものと考えております。以上です。

（潮田）昨年度は全然活動しなかったというところありますよね。でも、昨年もやはり9月補正でしたので、お金出していたかと思えます。すごく活動しているところと、コロナにより活動ができないというところ、それでも同じ金額で10万円というふうに、これなっていると思うのですけれども、その計算根拠というのはどういうものなののでしょうか。

(こども応援課長) 10万円の根拠につきましては、ちょっと昨年同額ということで、埼玉県社会福祉協議会で子どもに対する支援活動を実施する団体への助成金の額が原則10万円としていることや、他の自治体におきまして、子ども食堂団体への補助金を上限10万円というところがありまして、そちらのほうを参考にして10万円ということで決めております。

以上です。

(潮田) そうすると、これ他の自治体という話がありましたけれども、私が調べた限りでは30万円とかというところの自治体のほうを耳にしておりましたけれども、この10万円というのは、それぞれの団体の活動に見合っている金額ということでよろしいのでしょうか。

(こども応援課長) 10万円につきましては、その活動を応援し、子どもたちの見守りの取組を継続していただくことが今回の応援金の目的となっておりますので、各団体10万円を交付するという考えております。

以上です。

(潮田) そうしますと、この活動については10万円の、これは出した後、その内容の報告というのはしているのでしょうか。

(こども応援課長) 活動報告書というものを提出いただいて、内容のほうをちょっと確認させていただいております。

以上です。

(潮田) そうすると、特にそれには領収書とかというのはつけずに、こういう活動でしたということの報告、それ昨年から計算をすると10万円が妥当であるというふうに計算をしたということでよろしいのでしょうか。

(こども応援課長) 活動のほうは報告書を用いて考えるのですけれども、10万円につきましては、先ほど申し上げましたとおり、埼玉県社会福祉協議会の関係とか他市の関係を参考に、させていただいております。

以上です。

(潮田) これに関しては、私としては地域子どもの未来応援交付金を使

っていただきたかったという強い願いがありますので、もうちょっといろいろ意見あるのですけれども、これここから先はまた個別に伺いたいと思います。

続きまして、これ25ページと書きましたが、27ページになりますけれども、27ページの子育て世帯臨時特別給付金支給事業、ひとり親世帯特別給付金支給事業、これ返還金というふうになっておりますけれども、これは本来人数がもう分かっているものだったのではないかなと思いついて、返還金がこれだけ出るというのがちょっと理解できないのですけれども、どういうことで返還金が出るのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それではお答えいたします。返還金の差異なのですが、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、現況届や本来出さなければならないものが出ていない世帯も含まれて予算計上させていただきました。実際のところ、20人見込みよりも少なく、1万3,544名の方に支給したものです。差額について返還することになります。それから、事務費についても363万2,000円の返還金となりました。ひとり親世帯につきましては、これは実は国の10分の10の補助を使ったもので、もともと見込みの数字というのが実は立っていませんでした。対象となる世帯というのが3種類ありまして、児童扶養手当を支給される方、ここの部分は数字が分かるのですが、それ以外にも公的年金を受給されていて、児童扶養手当を受けていらっしゃらない方、それからもともと児童扶養手当は受けているけれども、所得が多いため、児童扶養手当の該当にならず、家計急変により、コロナの影響で所得が少なくなった方に対して支給するというものでしたので、見込みと比較して対象となる世帯が少なくなったため、返還金が生じたものです。以上です。

(潮田) そうすると、児童扶養手当受給者、ひとり親家庭の部分については、児童扶養手当受給者は数が分かっていた。次に公的年金のほうの方の人数が今分かれば、公的年金の部分と、あと家計急変世帯のほうでの申請があつたら、それぞれ何世帯ぐらいあつたのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 実績を申し上げます。



年金受給の方については、受給者数は41世帯、児童数が55人でした。家計急変につきましては58世帯、91人の児童さんがいらっしゃいました。以上です。

（潮田）そうすると、この金額の差異というのは、もっと申請があるかと思っただけけれども、それほどいなかったということになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）全部停止の方に関しましては、コロナの影響が出ると見込んで、その停止の方の分全員の分を支給するということで見積りを立てていました。実際のところ、全部停止の方はフルタイムで就労されていたりしまして、実際条件に合致しなかったというところではあります。

以上です。

（潮田）家計急変世帯の場合、この情報を知らないという方もいたかなと思うのですが、これの周知は市の広報とホームページと、ほかにはどんな形でされたのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）児童扶養手当の全部停止の方に関しましては、該当者が分かりますので、全員の方に案内通知を出しました。

以上です。

（潮田）29ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございます。今これではフリーダイヤル通話料として電話料が516万2,000円という計上になっているかと思うのですが、今後やはりもう電話での申込みはもっと減るのではないかなというふうに考えておるのですが、さらなる回線の減というのは考えているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）今フリーダイヤル10回線で皆様からの予約ですとかお受けしているのですが、今後引き続き10回線で予定はしております。予約受付も含め、予約変更ですとかキャンセル対応、そういったところに丁寧に対応させていただきたいというところで、今のところ回線数の減は考えておりません。

（潮田）貴重な税金からのものなので、10回線ある必要があればいいのですが、本当に少なくなってくると要らなくなるのではないかな

というふうに考えておりますので、これ1度契約したら、もう来年までずっと、この契約の内容として、後に減る可能性があるというような契約にはなれなかったのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）今後、また電話の対応件数とかも含めて、回線数が10回線必要ないようであれば、またそのときは検討いたしまして、契約の変更というのも視野に入りたいというふうに考えております。

（潮田）12歳から15歳までの接種については、接種券のみでの予約開始ということで昨日から接種券が届いているかと思うのですけれども、そうした連絡が学校を通じて新たな連絡等というのを行うのでしょうか。やはり親御さんたちのときには予約はがきが来なければ駄目だというふうにかなり皆さんインプットされておりますので、そうではなくて大丈夫なのだということを、はがきを、接種券を、開ければ分かるのでしょうか。けれども、それよりもどっちみち後で予約はがきが来るわというふうに考えていらっしゃる方もいるのではないかと思うのですが、そういった12歳から15歳までについては、今までと少し違うということ、ちょうど学校に行っている学年の方たちが対象でございますので、学校とかとそういった周知の連絡は取ったりとかしているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）まず、この12歳から15歳までの方の接種につきましては、9月2日の校長会で接種券を9月6日に発送しますというような情報を提供させていただいております。その後、教育委員会のほうから、対象となります児童生徒の皆様に対しては連絡をするというふうに伺っているのですけれども、内容といたしましては9月6日からまず接種券のほうを発送しましたと。接種をする日程が決まりましたら学校のほうにも連絡をしていただきまして、学校でも接種をされたお子さんの体調について見守りをお願いしますと、そういったような内容も含めて、保護者の方へは連絡をしていただくような調整を今しているところでございます。

（潮田）ちょうど教育いらっしゃるの、現状どのようになっているか伺いたいと思います。

(学校支援課長) お答えいたします。

では、12歳から15歳までのワクチン接種につきまして、学校のほうから、こちら市教委から各校のほうに保護者宛てのメール文のほうを送付いたしました、本日。そちらのほうで接種についての説明も加わっておりますので、先ほど健康づくり課長がおっしゃったような内容でございます。以上です。

(潮田) ちょうどこれは中学校3年生の受験生の年齢にもなるかと思えます。特に受験生に配慮した接種体制とか、または接種についても学校のほうのお知らせの中には入れるようにとかという配慮はあったのでしょうか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 特別受験に配慮した内容での文書のご案内ではなかったというふうに思っているのですがけれども、この12歳から15歳の方の接種につきましては、鴻巣市医師会と協議を重ねまして、接種の有効性ですとか副反応、そういったところを慎重に見据えながら開始したほうがよいのではないかという、先生方からアドバイスをいただきましたので、そういったところで接種券の送付の時期、また接種の時期につきましては特別受験に合わせて早めに接種を設定したとか、そういったようなことはしておりませんでした。

(潮田) これ久喜市は中学校3年生は集団でできるように、もちろん保護者が連れていくのですけれども、集団会場を用意したということが報道で流れておりました。特に鴻巣市においては、中学校3年生、ちょうど受験の時期でもあり、埼玉県独特の北辰のテストとかに受けられないと、受験に大きく影響するということで、中学校3年生に特に優先というような取り計らいをしたようではございますけれども、そういったものは特になかったということでしょうか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 本市におきましては、特段そのような配慮はしておりませんでした。

以上でございます。

(潮田) 時間がなくなりましたので、予定していたものをはしよります。39ページの生理の貧困対策のところでは少しお伺いしたいと思います。こ

れが学校支援課の児童生徒健康安全管理事業のほうになりますけれども、あくまでも鴻巣市では保健室での養護教諭による手渡しということでもありますけれども、全養護教諭にこのことが丁寧に説明をされているのでしょうか、その確認をしたいと思います。

(学校支援課長) 生理の貧困対策につきまして、生理用品のほうの配付を各校のほうでいたしますけれども、この生理用品の配付につきましては、校長会議のほうで各校の校長先生方にお伝えいたしております。そしてまた、校内のほうで養護教諭等から児童生徒のほうに説明をする学校等もあります。その上で、保健室のほうで必要な児童生徒に配付することになります。

以上です。

(委員長) では、おおよそ1時間たちましたので、15分の休憩を挟みたいと思います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時58分)



(開議 午後2時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(加藤) それでは、議案第83号の一般会計補正について質問してまいります。

まず、25ページの、もうこれは前任者何人もの方が質問してはいますが、のすっ子読書応援事業についてです。ここに質問項目として出していますのは、今回3,000円の図書カードを、子どもたちがコロナのために自宅で過ごすために図書カードをプレゼントするのだというふうなことなのですが、まずこういうことを考えることに至った経緯がどんなことで、自宅でということあるのですが、3,000円の図書カードというのは、前回には3,000円の商品券か何かも子どもたちに出していますよね。今回は図書カードということなので、どういう経過の中でこの図書カードが考えられたのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

(こども応援課長) お答えします。

今回の図書カードの考えにつきましては、本市ではこれまでブックスタート事業とかセカンドブック事業など、市内の保育所や子育て支援センター、児童センター等での読み聞かせなど、子どもたちに読書の楽しさを伝える事業を取り組んでまいりました。今回のすっ子読書応援事業を実施することで、未就学児への読み聞かせなどにより、親子で読書に親しむ機会、時間や幅広い年代の子どもたちが読書に親しむ機会として活用してもらうために図書カードのほうの支給をするものでございます。以上です。

（加藤）図書カードを頂いて怒る方はいらっしゃらないと思うのですが、コロナ禍の中で本当にそういう、ブックスタートが云々とかとおっしゃっていましたが、そういうことというのは別にコロナ禍の関係なく、いろいろとそういうことはやっぱり市としてもいろんな事業の中でやってきていることなので、本当にコロナ対策としてこの図書カードを18歳以下の子に配るといふのはどうなのかなとちょっと懸念するところが実際はあります。

ただ、もう配るといふことのこういう補正予算組むわけなので、ではその中身についてちょっと伺っていきますけれども、本会議の中でも、ではどこか、先ほども前任者も、では何か所でこれを使用できるのかということ、8か所と言っていましたけれども、本会議の中では、市内でなくても、ほかのところでもというふうな話もあったかと思うのです。例えばこの市独自で図書カードを作るといふふうなことの予算ですよ。そうすると、ではほかの市外のところでこの図書カードを使ったときに、書店としてはこのカードで支払うわけではないですか。そうすると、そのお金というのは、その書店から鴻巣市にあれば、そのお金、実際現金というものないわけではないですか、その書店としては。カードで買うわけだから。そうすると、それはどういう手続の中でできるのかなと思うのです。

それと、先ほど8か所と言っていました、それは鴻巣市内にある図書店的な。今度もう始まったのかな、フジモール、中に、行田にあったTSUTAYAという書店がこっちへ移転してきますかな、したのかな。

そんな9月のたしか4日だか何か、何日かになると、それが8店舗の中に入っているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、今のそれに関連して、ではもしどここの書店でとかというふうな印刷をするのに何か290万円も余分にかかる、普通の図書カードよりかかるということですがけれども、これはどこで使えますよとかと、そういうものは独自に印刷するのであれば、そういうふうなことが印刷がされるのかどうかもお聞きしたいと思います。

(こども応援課長)まず最初の市外の店舗においてお金の関係というか、使った費用について、回収というか、そこができるかということなのですが、基本的にその図書カードにつきましては全国で使えるものでございますので、やっぱりそちら、市外の店舗で使えばそちらのほうの利用になってしまうという形になるかと思えます。

それと、8店舗の中にTSUTAYA書店、フジモールでしたか。今現在図書カードの公式ホームページの中ですと、まだそちらのほうに名前のほうは載っておりません。なしで、現在のところ8店舗という形で公式になっております。

それと……すみません。あと、ごめんなさい……

(加藤)どこで使えるかというのが印刷物の中にあるのかどうかというの。

(こども応援課長)全国でどこで使えるかと。

(加藤)もし、本市においての、こんなところに図書、あるいは書店がありますというか、そんなのが印刷されるのかどうか。

(こども応援課長)今回の図書カードの発送におきましては、市内で8店舗使えるということで、マップ的なものをくっつけて、この店舗でぜひ使ってほしいということで、一緒に発送する予定です。

以上です。

(加藤)本当にどういうふうに有効活用をするのかということが大事かと思うのです。実際それはどういう図書を買ってももちろんその人の自由かもしれないのですが、もうちょっと何か方法を考えていたことがあるのかどうか。図書カードでなくて、子どもたちに対してとか、やっぱ

りコロナ対策として何かを考えたことのある中で、ちょっと質問が戻ってしまうのですけれども、ほかの何か検討事項があったのかなんかをちょっとお聞かせください。図書カードをただあげるということではなくて、別件で何か考えた、検討中に何かほかのことも考えた内容があるのかどうかをお聞かせください。

（こども応援課長） ちょっとやっぱり繰り返しになってしまいますけれども、自宅で過ごすということで、コロナ禍の中ということなので、自宅で過ごすということで今回図書カードの支給という形のほうを考えた次第でございます。

以上です。

（加藤） では、次に行きます。

漠然と25ページから27ページの返還金の内訳ということで通告してあるのですけれども、いろいろと国の助成の中での、それで結局は不用額だというふうなことで国に返すという内容がたくさん項目としてあるわけなのですが、もともとこの全体、ここのここという一つ一つ言うのではなくて、ここからずっと何項目もありますよね。いろんな担当にまたがっているかと思うのですが、最初の予算的な組み方というのはどこで立てて国の補助金をもらうというふうな形で、結果的にこういうふうにな不用額になるというふうなことになるのか教えてください。

（こども応援課長） 今回返還金ということで、いろんな課のほうであるかと思うのですけれども、基本的には最初に前年度中に、前年度の実績とか今後の見込み等をつけて、特にこれこども応援課で所管している放課後児童クラブなんかはいろいろなあらゆる職員配置とか、そういったものも全部加味して予算のほうを作成し、見込んでいきますので、それに対して実際に支援の体制とか利用人数とか、そういったものによって、やっぱりどうしても支出額というものは変動していきますので、その部分についてがどうしても返還になってしまうということで考えているところでは。

以上です。

（加藤） では、次の29ページの衛生費のほうに行きます。新型コロナウ

イルスワクチン接種の関係ですけれども、まず今まで何月からでしたか、コロナワクチンの接種が始まってから、最初スタートするときはほぼ近隣と同じようなことなのかなと思って見ていたのですが、いろんな市民の方の話の中で、あちこちから情報が入っているのかどうか。何でこの鴻巣はこんなに遅れているのだとか遅いのだとかといろんな声を、批判的な話を聞くのですけれども、私は最初、これは鴻巣独自で勝手にどうするこうするできなくて、国からのいろんなことがあって、それからスタートするので、市の責任ではないよみたいな話で市民の方には話したりなんかしていたのですけれども、どんどん時がたつにつれて、いろんなことが本当にばらつきがあるということが目に見えてくるようになったのですが、これというのは、これからまた10月から2月までの補正を組むわけで、今後まず、本当に今12歳から15歳とかと、もう随分低年齢の子どもたちまでもワクチンを打てるような状況にはなっているのですが、来年の2月までこの予算を立てる中で、これからはもう受けたい、受けたくない人は別ですけれども、受けたいと思うような方が本当にスムーズに受けられる状況になっていくのかをまず1点お聞きしたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）昨日、9月6日に、12歳から15歳の方を含めた、20代の方も含めた形で接種券を発送させていただきましたので、これで12歳以上全員の方に接種券が届いたことになります。それで、見通しが立っているかということですよ。それで、10月の中旬以降からまた予約が取れるような形ではあるのですけれども、そこから接種が始まった計算をいたしますと、大体6週間後の11月の中旬には12歳以上の市民の方の希望する方、7割以上見込んでおりますけれども、全員の方が接種できる枠のほうはご用意してございます。

以上でございます。

（加藤）11月中旬ぐらいにというふうなことですけれども、それでも、では今回は来年の2月までの補正を組むということにまずはなるのですか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）やはり接種の終わりをどこで見極



めるかというのがまた一つの課題だと思っているのですけれども、そこでやはり11月の中旬で全て希望する方、ほぼほぼ接種できるとは考えておりますけれども、後になってやはり接種したいというような考えがまた変わるといいますか、後から接種したいという方もいらっしゃるかと思いますので、やはりできる限り国が2月下旬までの接種期間というふうに示しておりますので、その期間は、またちょっと別件になりますが、3回目という話はまだ正式には来ておりませんが、どんな体制になっても市民の方へ円滑に接種ができるような形で体制を整えたいということで2月まで委託料のほうを組ませていただきました。

以上です。

（加藤）先ほど12歳から15歳までの子どもたちへの接種なのですが、インフルエンザは今15歳の子には無料でということをやっていますよね、数年前から。インフルエンザなんかの場合は、その子の都合のいい日に予約をしてでも何でも接種できますけれども、これから夏休みも終わった中で、普通に学校に行っているではないですか。それで、昨日はがきが来て、予約ができるとはいっても、必ずしも土曜だ日曜日だということだけでなく、普通の日とか、もし普通の日にとかいろいろな相手先の受けてくださる予約できる日程ってありますよね。そういった場合に、ではもうこちらからいついつと選べないではないですか、予約日は。ある程度希望してもそこがいっぱいならもちろん駄目なので、では例えばもうここきり空いていないというふうなことで予約をした場合、通常学校に行っている時間帯であるとか、そういうところで予約をしなければならなかったときには、どういった待遇というか、子どもにとってどういうふうなことになってくるのでしょうか。

（教育部参与）先ほどのお話の流れの中で、今日保護者宛てに12歳から15歳までのワクチンの通知ということで文書を発出をさせていただきました。その中にも書いてあるのですが、いろいろな保護者の方のご都合とかで平日にどうしても打たなくてはいけないときというのがあるかと思うのですが、それにつきましてはぜひ学校としては欠席扱いにはしないということで、出席停止扱い、またはその後副反応等が出てしまった

ときも、ぜひ学校に相談していただいて、学校のほうで対応して考慮するというような対応等を取らせていただいているところでございます。以上です。

（加藤）また別件なのですがすけれども、前から、ではキャンセルがあった場合にはどうするかみたいな対応ありましたよね。もう今は12歳から15歳までの方が対象に予約もできるという状況になってはいますが、数か月前からですと、キャンセルになった場合にはいろんな施設の方を優先とか、いろんなことありましたけれども、実際何かどこかでキャンセルが出てもったいないので、医療機関の人が3回目の予防接種を打ったなんてニュースが流れていましたよね。実際に今までのキャンセルになったワクチンの使い方というのはどういうふうになっていたのでしょうか、この鴻巣市内での医療機関とかで。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）主に医療機関のほうで、接種券をお持ちの方で打てるという方がいらっしゃったら、キャンセル対応は各医療機関それぞれにまずお任せをしておりました。どうしても探せない場合とかもあるかと思うのですけれども、そういったところでは、やはりクラスターを防ぐ意味もございまして、保育所の先生方ですとか、あとは学校の教職員の皆様、あとは市役所で窓口業務等を多くやっている職員、そういった職員に対して、医療機関でどうしても探せない場合はそちらで打たせていただくというような対応を取らせていただいております。

（加藤）これちょっと私ごとになってしまうのですが、2回目のワクチンを打とうとしたときに、たまたまちょっと破傷風の予防接種を打たなければならなくて、3日前に、2回目の。結局は打てなかったわけです、2回目は予定どおりには。医療機関のほうにもしキャンセルが出た場合にはと言ったのですけれども、いや、キャンセルが出たら、これは市のほうに報告をしなければならぬのでみたいな、そんなことがあって、結局もう6週間、1回目打ってから6週間過ぎてから打つような状況になったのですが、では、ああ、そうか、医療機関ではそういうことが自由にできないというか、そういうことになっているのかなと思ったので

すけれども、今のお話ですと、何か医療機関のほうでそういうふうに。

「キャンセルになったらね、捨てちゃうんだよ」って先生も、「昨日もね、3人分捨てたんだよ」なんて、そんな話を、もったいないなと思って、したのですけれども、ちょっと対応していただけなかったということあるのですけれども、ではこれからもキャンセルのもし出た場合には、ある程度医療機関の判断でそういう行動ができるということの理解でよろしいのですか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）そういったところでは医療機関のほうで臨機応変にといいますか、ワクチンを無駄にしないように、接種できる方を探していただいて、キャンセル対応ということになるかと思えますけれども、やっていくようになっております。

（加藤）では、次の39ページの教育費の映画館管理運営事業に行きます。今回もまた映画鑑賞券というふうなことで考えているというふうな予算になるかと思うのですけれども、先ほども前任者もちょっとそんな話もありましたけれども、「いのちの停車場」か、あのときに案内があって私も見に行ったら、本当に満席に、いっぱいになって映画を見てきたのですが、夏休みも終わったので、そんなに見に行く人たちも少ないかなと思うのですが、でもやはりこういう鑑賞券が出れば、せっかくだし見たい映画って、密的なこととか、あとどういうことで、密を考えたらやっぱり無理かなと思うのですが、そういうことでの中のまたこういうふうなことを考えたのかどうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）昨年と同様の内容で行うわけですけれども、一応小学生等にチラシのほうを配って、子ども向けの映画があった場合には有利に活用していただければなと思っています。

（菅野）2点だけお聞きをします。

23ページの障がい福祉課のところで、22、償還金利子及び割引料で、返還金の実績が低いからということで報告で、1,000円単位ですから3,402万7,000円ですよ。これが返還金になったということなのですから、これはどういう事情で、実績が低いというのはどういう事情でこういうふうになったのでしょうか。障害者自立支援給付事業の中で、

まずこれをお聞きします。

(障がい福祉課長) もしかして先ほどの私の答弁の中からの執行率97%からでしょうか。

(菅野) 23ページの障がい福祉課、22の償還金利子及び割引料、返還金のところでお聞きしています。

(障がい福祉課長) こちらなのですけれども、これは先ほどと同じような形なのですが、令和2年度当初、予算額がありまして、それに対して一度補正をしたものであります。ただ、その後、令和2年度、既に給付を受けている国庫負担金と県負担金より実績のほうが低かったために、差額を返還するものとなっております。その返還金の金額が約3,400万円ということになっております。

以上です。

(菅野) そうすると、もとの実績は幾らで、3,400万円返す根拠の数字ってはっきり分かりますか。もとの事業の数値が幾らで。

(障がい福祉課長) 令和2年度の当初予算が17億3,956万9,000円です。それに対して、補正をしたのですけれども、補正の金額が1億3,043万8,000円です。何で補正したかという、障害者手帳取得者の増加に伴い、障がいサービスを利用した方が増えたことによります。それなので補正をしたということです。それで、余ったということになります。

以上です。

(菅野) では次、25ページの18負担金、補助及び交付金で、子ども食堂応援金というので80万のっていますけれども、これお聞きしましたところ、1団体10万円ということを出したということなのですけれども、子ども食堂というのは具体的にどのようなことをしているのか。それから、どのぐらいの割合でやっているのか。例えば年に何回とか、そういうどのぐらいの、それと人数でやっている事業なのか。1回10万円の補助というのは、やっぱりかなりの補助であると思いますので、配る頻度とどのぐらいの人数で、どのようなことをやっているのかと。1団体10万円で8団体ということでしょうから、この内容をお聞きします。

(こども応援課長) お答えします。

まず、頻度ですか。子ども食堂におきましては、団体、8団体ございまして、1団体は現在休止中なのですけれども、大体月に1回ぐらい、隔月に行っているところもございまして、大体月に1回程度開催をしております、人数というのは参加人数ということでよろしいですか。

(菅野) はい。

(こども応援課長) 各子ども食堂の団体については、配食できる食数というのがそれぞれの団体に、理念その他に基づいて決めておりますので、大体食数からいくと50食から150食、団体によってまちまちという形になっております。

活動の内容としては、現在のところは子どもたちとか高齢者の皆さん、地域の皆さんが集まって子ども食堂ということはコロナ禍の状況においてはできていない状況ですので、現在は弁当、または自分で弁当を作って配布か、または弁当を購入してそれを配布、または食材等を配布するなど、そういった事業を行っているところと聞いております。

以上です。

(菅野) そうすると、団体数というのは80万円の場合、月1回というのではどれぐらいの団体数で、人数的にはどれぐらいになるのでしょうか。8団体で、では100人ぐらいということ。1団体が100人前後か。

(こども応援課長) 団体数は8団体ということで。

(菅野) 1団体10万円だから8団体ですね。1団体が10万円で8団体が活動しているわけですから、ということですね。そうすると、その団体のどういう活動しているのかということなのです、8団体が。統一した活動、月に1回程度なら、参加者の年齢とかも含めてどういう活動をして、どんな状況なのか。例えば参加者とか、やる場所とか、そういうことも含めまして、そういうのをお聞きしています。子どもですよ、こども応援課だから。子どものところですから、次世代育成子どもですから、子どもが相手なわけですね。弁当と食材で、月1回で10万ですか、1団体10万。この使い道が納得のいく使い道になるのでしょうか。

(こども応援課長) 10万円ということなのですけれども、実際には各団

体、多いところでは150食とか85食とか、そういった弁当を作って、これが毎月行っているということがありますし、それにかかる容器も含めていろんな消耗品とかいろんな経費がかかっているわけですので、10万円という金額は補助としては、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、他市を参考にちょっとさせてもらっているのですけれども、使ってしまう金額ではあるのかなというふうには考えております。以上です。

(菅野) 補助金をもらうからには収支報告がきちっと最終的には出ると思うのですけれども、作る人ももらう人もやはり市の施策で大変心が潤うという施策であると思いますので、分かりました。ありがとうございました。

(ちょっと暫時休憩しての声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時45分)

---

(開議 午後2時45分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) では、80万円に値するやはり事業が納得できるものでなくはいけないと思いますので、今後の方向性がどうなるのかお聞きします。

(こども応援課長) 本議会におきまして子ども食堂応援金のほうが承認された場合には、早期に手続をして各団体のほうに交付していきたいと考えております。

以上です。

(金子) それでは、質問をさせていただきます。

まず、29ページのワクチンの接種事業になるのですが、再度確認をさせていただきますが、今のペースでいくと完了見込みはいつになるでしょうか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 現在の見込みでは、11月の14日頃をめどに12歳以上の接種希望される方につきましては接種は完了できる見込みでおります。

（金子）11月の14日までに終わるということでいいのですよね。予約が全部できるのが11月14日ではないのですよね。ちょっとそこだけもう一回確認します。接種が終わるのが14日ということですね。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）接種が終わるのが11月の14日頃ということで見込んでおります。

（金子）そこで、今海外だと若者打たないのではないかと説というものが流れていますが、日本だと打てないという現状がありまして、ただ、とはいっても若者以外にも非接種の方、予約が回ってきている方においてもまだ接種をされていない方というのが一定程度いるという報道はされていますけれども、そういった方へ今後啓発をしていく必要があるということをおもっておりまして、何かしらの啓発、どのように行っていく考えがあるのか伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）若い世代の方、20代、30代につきましては、30代が8月の30日、20代以下が昨日ということで、まだ発送して間もない状況でございます。どれくらいの方が接種していただけるかというのはもう少し見極めて、どのような形で再勧奨するかというのはちょっと検討したいというふうに思っております。

（金子）若者以外でも40代、50代、60代、70代以上の方という方でももう既に一定数打っていない方がいるのではないかなと思っておりますが、若者は今打てないだけなので、多分一定数打つと思うのですが、年齢関係なく打っていない方に対する再勧奨というか、というものを考えていないのかどうか伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）やはり接種がうまく予約が取れなかった方ですとか、まだ接種をためらっている方とかももしかしたらいるかもしれません。そういった方に対しましては、今のところ個々の通知というところまではまだ考えていないのですけれども、広報やホームページ、SNS等を活用いたしまして、どのような形で周知したらいいのかというのをもう一度考えてみたいと思っております。

（金子）では、その際に、まだそこまで日本国内だと聞かないですけれども、ある程度のインセンティブをつけて、接種をかたくなに拒んでい

る方は多分無理でしょうけれども、迷っていらっしゃる方という方に関しては、インセンティブをつけることである程度接種をする気力が湧いてくるのではないかなということも報道されていたりするのですけれども、そういったようなアプローチも検討する予定があるのかどうかお伺いします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）非常に今回のワクチン接種につきましては、強制という形ではありませんので、あくまでもご自分で判断していただいて打っていただくものでございますので、保健衛生部門ではインセンティブについては今のところは予定はありませんが、今後庁内でどのような動きが出てくるかというところもあるのですが、庁内でそのような動きが出ているというのは今のところ把握はしていない状況です。

（金子）接種スピードの話をさせていただきたいのですけれども、今のところだと11月14日までに大体希望者全員受けられるということなので、あと2か月ちょっとぐらいで受けられるのかなと思うのですが、先日河野大臣の発言の中でもっと前倒ししてワクチンの量が来るよという、それが本当かどうかは別として、もし前倒しで今までの計画以上に入ってきた場合というのは、今の体制でさらに1日当たりの接種スピードを上げることというのができるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）現在も医師会の先生方にご協力いただいて、かなり接種数、枠を広げていただいておりますが、今後またさらなる接種枠の増ということにつきましては、今後医師会と協議をしたいと思っております。

（金子）そうなってきた場合、今の運用上、先日ちょっとお伺いしただけなので、正しいかどうか後で言ういただければいいのですが、月の上旬、中旬までの間は1回目接種枠、中旬から下旬は2回目のための2回目接種枠ということで新規の1回目の接種の方は受付を今していない運用だというのを以前お伺いしたのですけれども、その辺が下旬とかでも1回目ができる可能性はゼロではないという認識でいいのかお伺い



します。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）いっときそのように1回目と2回目が混在する時期もございました。非常にそういったところでは医療現場は大変ご苦労されたというふうに聞いておりますが、可能性が全くゼロではないと思っておりますが、すみません、これにつきましても医師会と協議をしたいと思っております。

（金子）そしたら、大規模接種会場といいますか、今保健センターのほうで1日200ですか、1回当たり200の枠があると思うのですけれども、こっちが増えるという可能性はありますか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）そちらにつきましてもやはり個別接種と同様、そういったところも視野に入れて検討はしなくてはいけないと思っております。

（金子）もう一つお聞きしたいのが、8月の9日ぐらいだったと思うのですが、厚労省のほうからモデルナ接種、モデルナの使用について大規模接種会場を設置してモデルナ打っても大丈夫ですよ、供給しますよという通知がたしか出ていたと思っております、その後金属片の問題とかがあったかとは思いますが、今本市だとファイザーしか使っていない状況だと思うのですが、今後もしモデルナ等の別のワクチンが先に入ってくると。需要としては、何でもいいから打ちたいという方はいらっしゃると思うので、種類、種別関係なく打ちたいと、早く打ちたいという需要もあるかとは思いますが、そういった場合に大規模接種会場の設置ということは検討できるのかお伺いします。

（健康福祉部副部長）モデルナにつきましても、ファイザーと接種期間、1回目、2回目の接種期間が違うことがありまして、市の予約システムですみ分けをするのが現状は難しいというのがあります。それから、医師の先生方も取り扱うワクチンは分けたいというご意向もありますので、現状ではモデルナを導入するのは鴻巣市医師会との協議の中では難しいのかなというところがございます。

（金子）最後に確認ですけれども、基本的には11月14日、遅くても14日までに終わるので、そこを目標として本市は接種を進めて、もしワクチ

ンの量が前倒しで増えれば、枠とかも医師会と調整をしながら増やして、若干前倒しにはなるように調整するという認識でいいのかどうかお伺いします。

（健康福祉部長）医師会との調整があるということでなかなか難しいところもあるのですが、ワクチンが仮に潤沢に来て、11月14日までにワクチンが潤沢に来て前倒しの可能性があるということであれば、例えば先ほど委員さんのおっしゃられた保健センターの集団接種の回数を増やすとか、あるいは医師会の先生方をお願いをして時間外の接種を増やしていただけないとか、そんなこともお願いしていこうかなとは思っております。そこら辺は、今後ちょっと医師会と協議をしながら、できるところは進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

（金子）では、ワクチンの物自体の話ではなくて、ちょっと予約の取り方、予約のホームページの話をちょっとさせていただきたいのですが、今市民の方から、いろいろと今どれくらい接種がされたとかという情報は出てきたのですけれども、いつワクチンの予約が取れるのかというのを自分のページに入らないと見れない状況だと思うのです。他市だと結構丸、二重丸、三角、バツとかで大体この日は空いていますよという一覧表というのが結構出てきたりとかしていて、大体これから若い方が増えるので、あれですけれども、家族の、お父さんとかのやつを見たいときに、もう自分は予約してしまったからマイページに入っても見れないと。わざわざその方のIDでログインしないと、今どこが空いているかと一覧で見れないのだと思うのです。その辺の、ホームページにある程度の指標でいいのですけれども、丸とか三角とかでこの日は空いていますよみたいな、月単位とか2週間単位とかでも区切ってもいいとは思いますが、そういうことができるかどうかお伺いします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）そちらにつきましては、ちょっとホームページのほうは業者のほうに委託している部分もあるのですけれども、なかなかここに来てまた新たな部分のというのは非常に難しいかなというふうに考えております。

(金子) システムで連携させて自動でというのは難しいと思うのですが、けれども、ちょっとお手を煩わせることになるのですが、ある程度のエクセルとかでPDFべた貼りみたいな、今の接種の接種率も多分別でつくられ、自動で反映されているわけではないですよ、あれ。そんなようなイメージでもいいのですが、そういう検討はいかがでしょうか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) ちょっとシステムで一覧というのがなかなか難しい状況ではあるのですが、ちょっとお手を煩わせてしまいますが、予約センターのほうにお電話をいただければ市内の医療機関、集団接種会場も含めまして予約状況をお伝えしていただけますので、フリーダイヤルのほうにお電話をしていただいでご確認いただければと思います。

以上です。

(金子) では、次の質問に行きます。37、未来議会の項目なのですが、これを中止とした判断の理由、中止判断とした理由についてお伺いします。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えさせていただきます。  
新型コロナウイルス感染症対策の一環といたしまして、極力人数が集まるイベント等の実施を控えるといった観点から議場での開催を中止とさせていただきます。

以上です。

(金子) それは分かるのですがけれども、オリ・パラとかも中止になって、あれは一応市外に出るといっているので理解はできるのですがけれども、市内の中学生、しかも各校1人とか2人とかですよ。基本的に議場もパーティションついてますし、今学校は普通にやっているわけではないですか。というと、そこの整合性、イベントだからやめてしまえ、しかもたしか未来議会って7月に開催とかですよ。緊急事態宣言多分出る前の話だと思うのですが、なのでそこら辺のちょっと整合性が合わないような感覚を受けるのですが、その点についていかがでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) 先ほども申しあげましたとおり、極力人数が集まるイベントの実施を控えるということと、それと各学校から代

表者の方が集まるということで、いろいろな学校から人が集まるということで、そういった面から若干学校とはまた違った面があるのかなというところで開催のほうを控えさせていただいた次第でございます。

以上です。

（金子）その際に、対象の生徒たちに対して開催の是非について伺ったり等はされたのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）対象の生徒からそういったご意見は参考に聞いたとあって、そういったことは行っておりません。

以上です。

（金子）ぜひ今後ご検討いただきたいのは、確かに感染症対策必要なのですが、やれるイベントというのはあるとは思っています。今現状、本市においては休校の判断は一切しなかったということもあるので、議場とか特に感染症、今我々も議会やっていますけれども、そういったもの、特に市内でできるものというところで子どもたちの経験ができなくなってしまいうのはすごく損失なのではないかなという部分があるのですけれども、今後の検討についていかがでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）委員ご指摘のとおり、子どもたちにとりましては大変貴重な機会になるのではないかとすることは重々承知しておりますけれども、一方で命を守ると、そういった面も考えながら、どういった形がいいのかということも総合的に判断してまいりたいと思います。

以上です。

（金子）では続いて、39ページの映画館の話に行きます。これの開始時期と終了時期ってまだ聞いていなかった気がしたのですが、確認させていただきます。

（教育部参事兼生涯学習課長）こちらの事業につきましては、令和3年11月1日から令和4年1月31日の3か月間を予定しております。

（金子）去年は年度末ぐらいまでやっていた記憶があるのですが、期間が少し短い理由については、お伺いします。

（教育部参事兼生涯学習課長）こちらのほう臨時交付金のほうを充てる

ことを想定しておりまして、今年度の事業実績に載せるために1月末で締めて、その後実績報告を上げるという予定でおります。

(金子) 昨年度の効果についてお伺いします。

(教育部参事兼生涯学習課長) 昨年度、6か月間だったわけですがけれども、まず令和元年度1年間の市民カードの利用者というのが18万3,822人のうち5万6,784ということで30.9%しかいなかったものが、昨年度実施期間半年間で13万7,168人のうち9万724人と66.1%まで普及したと。あと、あわせて市民カードの期間中の新規配布枚数が1万3,347枚ということで、大変市民カードの普及につながったものと考えております。以上です。

(金子) 続いて、最後、39ページの生理の貧困、児童生徒健康安全管理事業についてお伺いをしますけれども、こちらは対象児童生徒には事前にそういったシステムがあるよというのとは何かしらの周知をするということによろしいか確認させてください。

(学校支援課長) 配付の周知につきましては、こちらの生理用品の配付については市の公共施設にも配付されるものでございますので、関係他課と連携しながら、広報などを活用して周知をしていきたいと思っております。そして、学校のほうには、先ほども申し上げましたように、校長会などを通じて学校のほうには連絡していきたいと考えております。以上です。

(金子) 児童生徒に直接そういったものがあるよという周知を紙媒体、もしくはチームス等を通して行う予定があるかお伺いします。

(学校支援課長) 現在のところは紙媒体などの予定はないのですけれども、学校のほうでは児童生徒のほうに学校のほうで話をする、学校のほうからあるかなというふうには考えております。以上です。

(金子) ぜひ周知は必要だと思いますので、直接の周知というものをご検討いただきたいと思いますと思いますが、その点において緊急連絡網、連絡メールとか使えばできるかとは思いますが、できれば紙媒体がいいのかなとは思いますが、その点についていかがでしょうか。

(学校支援課長) 先ほど申し上げましたけれども、ちょっと予定はないのですが、考えていきたいと思います。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時07分)



(開議 午後3時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。それに先立ちまして、委員のほうから大きな声でゆっくり説明してほしいと、それから数字に関しましては2度ぐらい言っていたかかないと説明が書き切れないという要望がございますので、できる限りそのようにしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

では、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 決算認定の説明が終わりました。大きな声でゆっくり説明していただいてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の会議はこの辺にしまして、明日、質疑から入っていきたいと思います。本日は誠にご苦労さまでした。

これで本日の会議を散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 午後4時35分)